【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年9月15日提出
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田　隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	土屋　裕子
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０ ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０ １兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５ １兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０ １兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５ １兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０ １兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５ １兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０ １兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５ １兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065
（愛称としてそれぞれ「ひとくふうTDF2030」、「ひとくふうTDF2035」、「ひとくふうTDF2040」、「ひとくふうTDF2045」、「ひとくふうTDF2050」、「ひとくふうTDF2055」、「ひとくふうTDF2060」、「ひとくふうTDF2065」という名称を用いることがあります。）
以下、上記８ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ひとくふうTDF2030」は「くふうT2030」、「ひとくふうTDF2035」は「くふうT2035」、「ひとくふうTDF2040」は「くふうT2040」、「ひとくふうTDF2045」は「くふうT2045」、「ひとくふうTDF2050」は「くふうT2050」、「ひとくふうTDF2055」は「くふうT2055」、「ひとくふうTDF2060」は「くふうT2060」、「ひとくふうTDF2065」は「くふうT2065」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2022年9月16日から2023年3月16日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。
販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金
ありません。
ロ　日本以外の地域における募集
ありません。
ハ　お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・英国証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日　　・ロンドンの銀行の休業日

ニ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ホ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド2,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型		その他資産（　　）
	内　外	**資産複合**

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）、資産配分変更型））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	**年１回** 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	**グローバル（日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ファンズ	**あり（部分ヘッジ）** なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）、資産配分変更型））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に複数資産（株式、債券）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2019年１月15日	「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060」の信託契約締結、設定、運用開始
2019年４月１日	ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社へ承継
2020年９月23日	「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065」の信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

日興グローバルラップ株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、各マザーファンドへの投資比率に関する投資助言を行います。

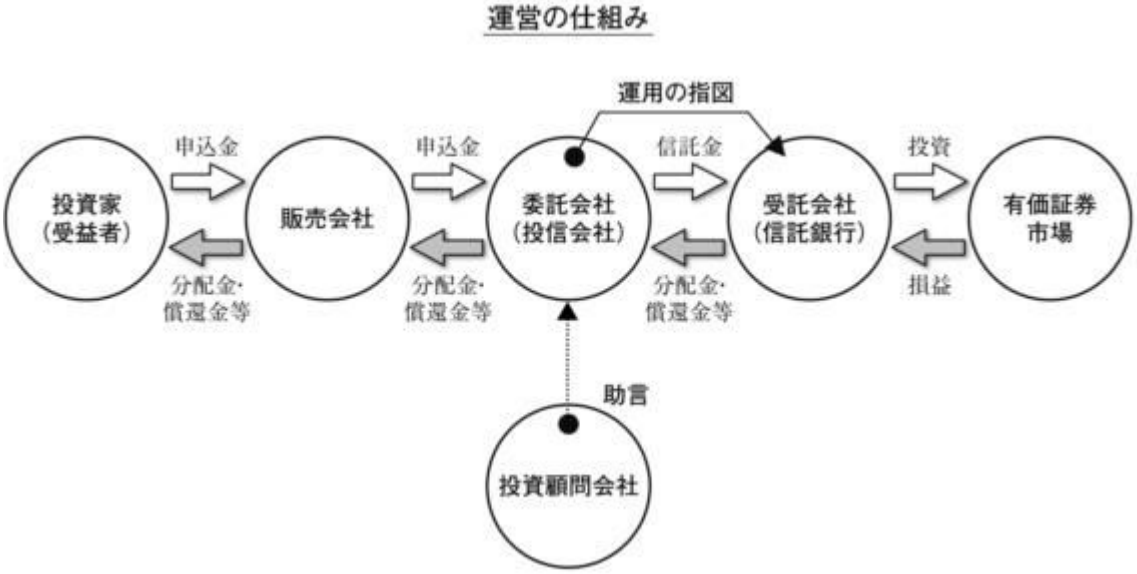

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2022年6月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年７月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年２月20日	証券投資顧問業の登録
1987年６月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年１月１日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年２月５日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年１月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月１日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年４月１日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年４月１日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2022年6月30日現在）

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ　ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

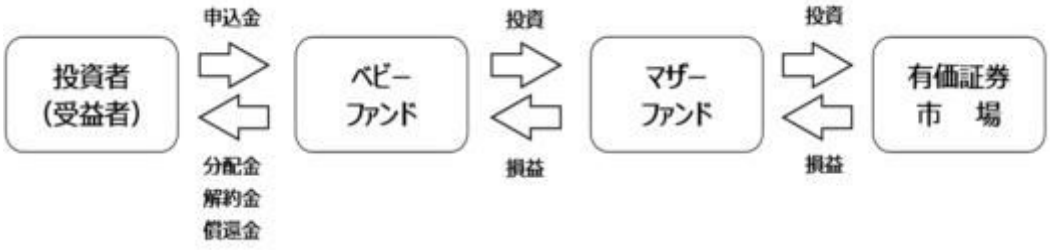

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①別に定める親投資信託（注１）（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。なお、投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。

②各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、ターゲット・デート（注２）までの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逓減されるように調整します。
※投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。
※市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。
※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資は、原則としてターゲット・デートまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デート到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

③実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（注１）「別に定める親投資信託」とは、次のものとします。
ひとくふう日本株式マザーファンド
ひとくふう先進国株式マザーファンド
キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（注２）ターゲット・デートは、以下の各々の場合について、次の通りとします。

ひとくふうTDF2030	2030年の決算日
ひとくふうTDF2035	2035年の決算日
ひとくふうTDF2040	2040年の決算日
ひとくふうTDF2045	2045年の決算日
ひとくふうTDF2050	2050年の決算日
ひとくふうTDF2055	2055年の決算日
ひとくふうTDF2060	2060年の決算日
ひとくふうTDF2065	2065年の決算日

ファンドの特色

1 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。

□「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」、「キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。

※投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。また、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資は、原則としてターゲット・デートまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デート到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

□ 実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

［各マザーファンドの投資方針等］

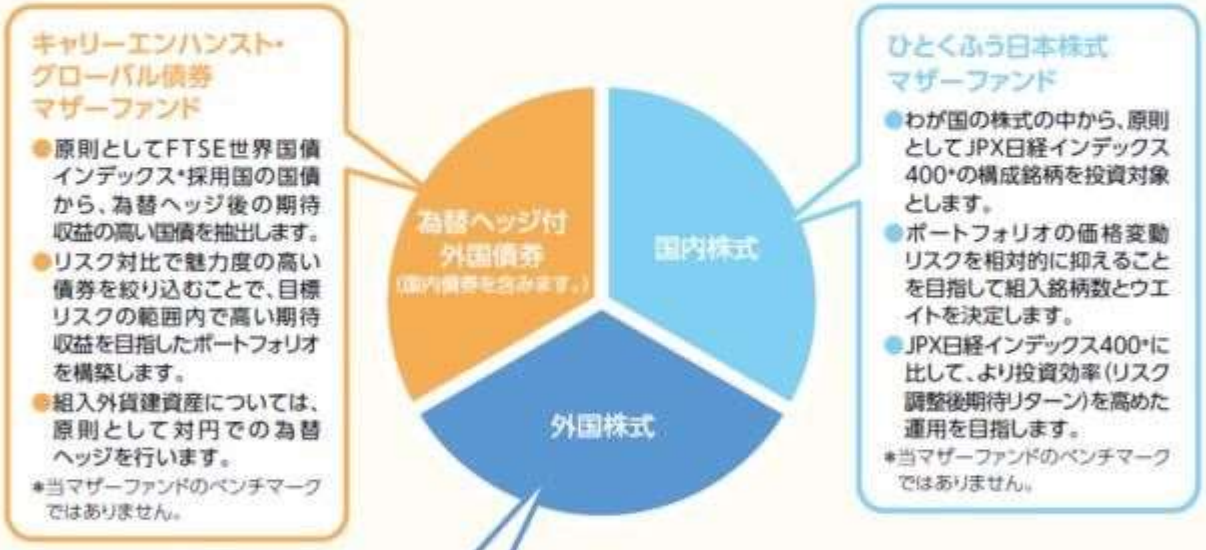

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

- 原則としてFTSE世界国債インデックス*採用国の国債から、為替ヘッジ後の期待収益の高い国債を抽出します。
- リスク対比で魅力度の高い債券を絞り込むことで、目標リスクの範囲内で高い期待収益を目指したポートフォリオを構築します。
- 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

*当マザーファンドのベンチマークではありません。

ひとくふう日本株式マザーファンド

- わが国の株式の中から、原則としてJPX日経インデックス400*の構成銘柄を投資対象とします。
- ポートフォリオの価格変動リスクを相対的に抑えることを目指して組入銘柄数とウエイトを決定します。
- JPX日経インデックス400*に比して、より投資効率（リスク調整後期待リターン）を高めた運用を目指します。

*当マザーファンドのベンチマークではありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

- 先進国の株式の中から、原則としてMSCIコクサイ・インデックス*の構成銘柄を投資対象とします。
- バリュエーション等を勘案して銘柄を絞り込んだ上で、価格変動リスクを相対的に抑えることを目指したポートフォリオを構築します。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

*当マザーファンドのベンチマークではありません。

※当ファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへ投資を行う場合があります。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

※上記円グラフはイメージであり、実際の資産配分比率とは異なります。

2 各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、各ファンドのターゲット・デートまでの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逓減されるように調整します。

□ 各ファンドのターゲット・デートは、以下の通りとします。

ひとくふうTDF2030…2030年の決算日　ひとくふうTDF2035…2035年の決算日
ひとくふうTDF2040…2040年の決算日　ひとくふうTDF2045…2045年の決算日
ひとくふうTDF2050…2050年の決算日　ひとくふうTDF2055…2055年の決算日
ひとくふうTDF2060…2060年の決算日　ひとくふうTDF2065…2065年の決算日

□ 投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。

□ 市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。

※投資比率の決定にあたっては、日興グローバルラップからの投資助言を活用します。

3 ご購入時およびご換金時に手数料はかかりません。

□ ご購入時に購入時手数料はかかりません。また、ご換金時に換金時手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

※保有期間中に運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料をファンドで間接的にご負担いただきます。

4 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

□ 決算日は、毎年12月20日（休業日の場合は翌営業日）とします。

□ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権など

●JPX日経インデックス400は株式会社JPX総研および株式会社日本経済新聞社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。

●各インデックスに関する知的所有権その他一切の権利は、指数を公表する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

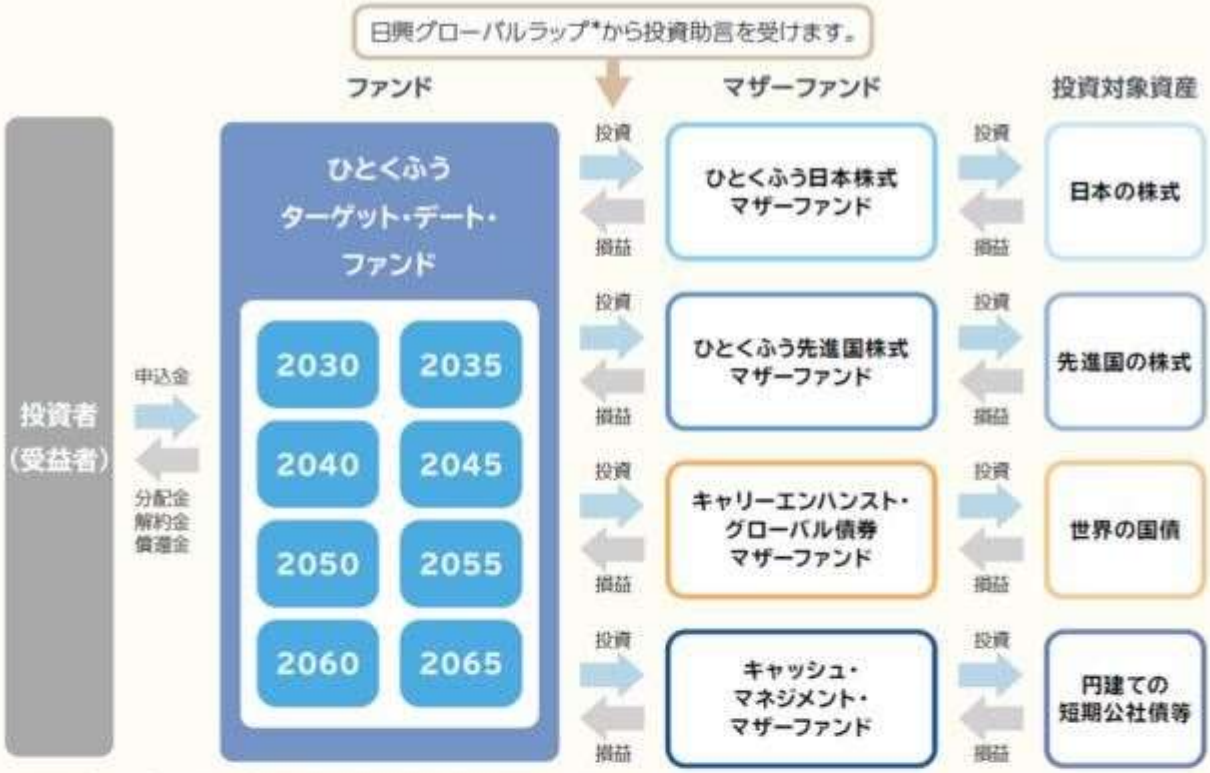

*日興グローバルラップは委託会社の子会社（100%出資）です。

ターゲット・デート・ファンドとは

■ターゲット・デート・ファンドとは、退職時期などあらかじめ設定した時期（ターゲット・デート）に向けて、運用会社がポートフォリオの最適配分を決め、徐々に安定的な運用に切り替えていくファンドです。

■債券に比べて値動きの変動が大きい株式の比率を時間の経過とともに小さくすることに加えて、当ファンドでは、ポートフォリオのリスク水準に着目し、市場環境の変化に応じて投資比率を機動的に調整することで、市場下落局面の損失の抑制を図ります。

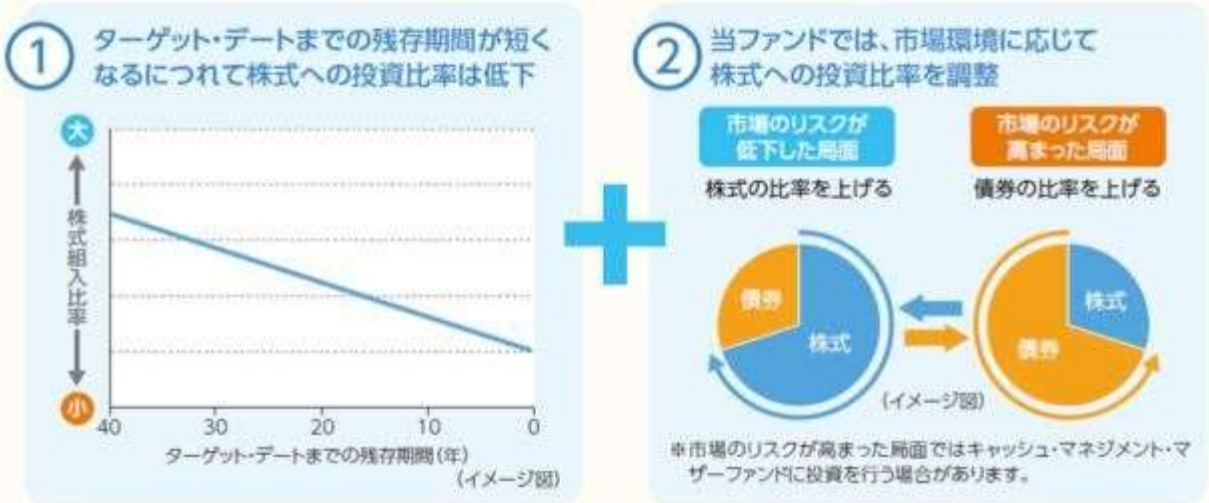

目標リスクの推移

ひとくふうTDF2030

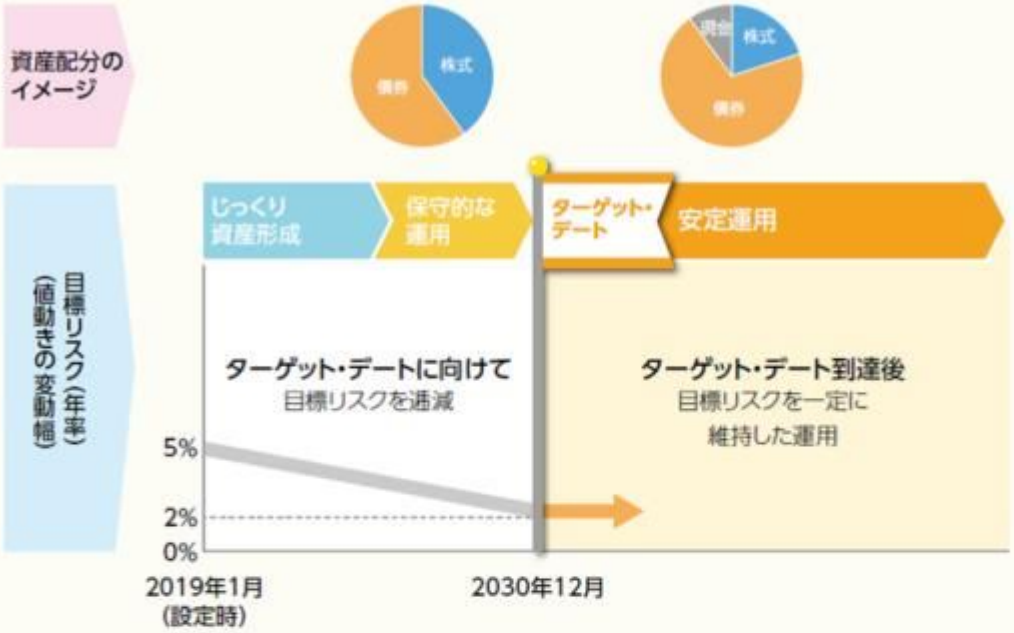

ひとくふうTDF2035

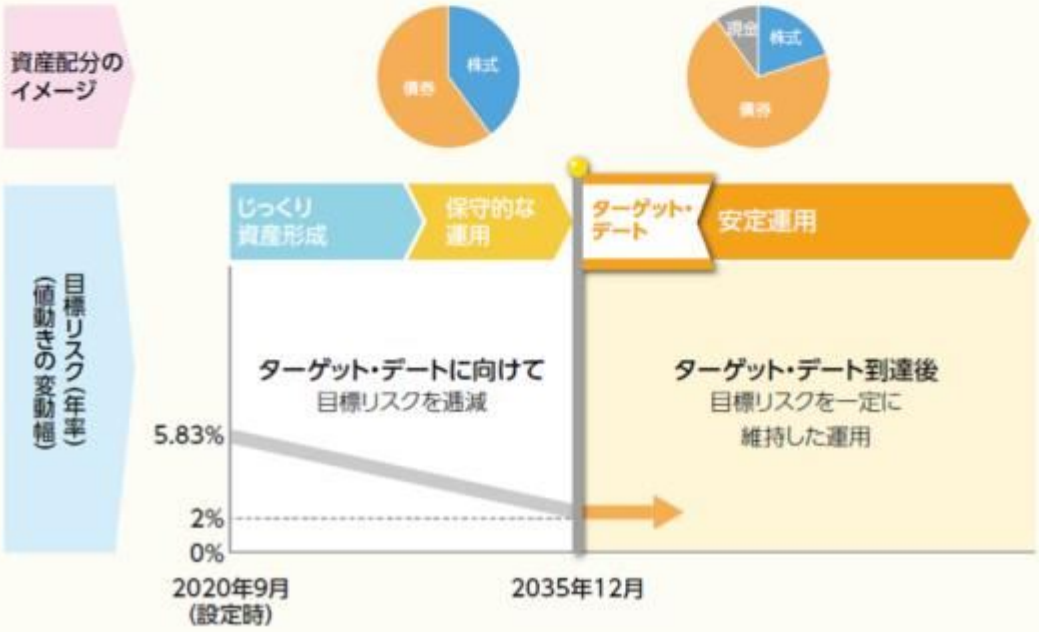

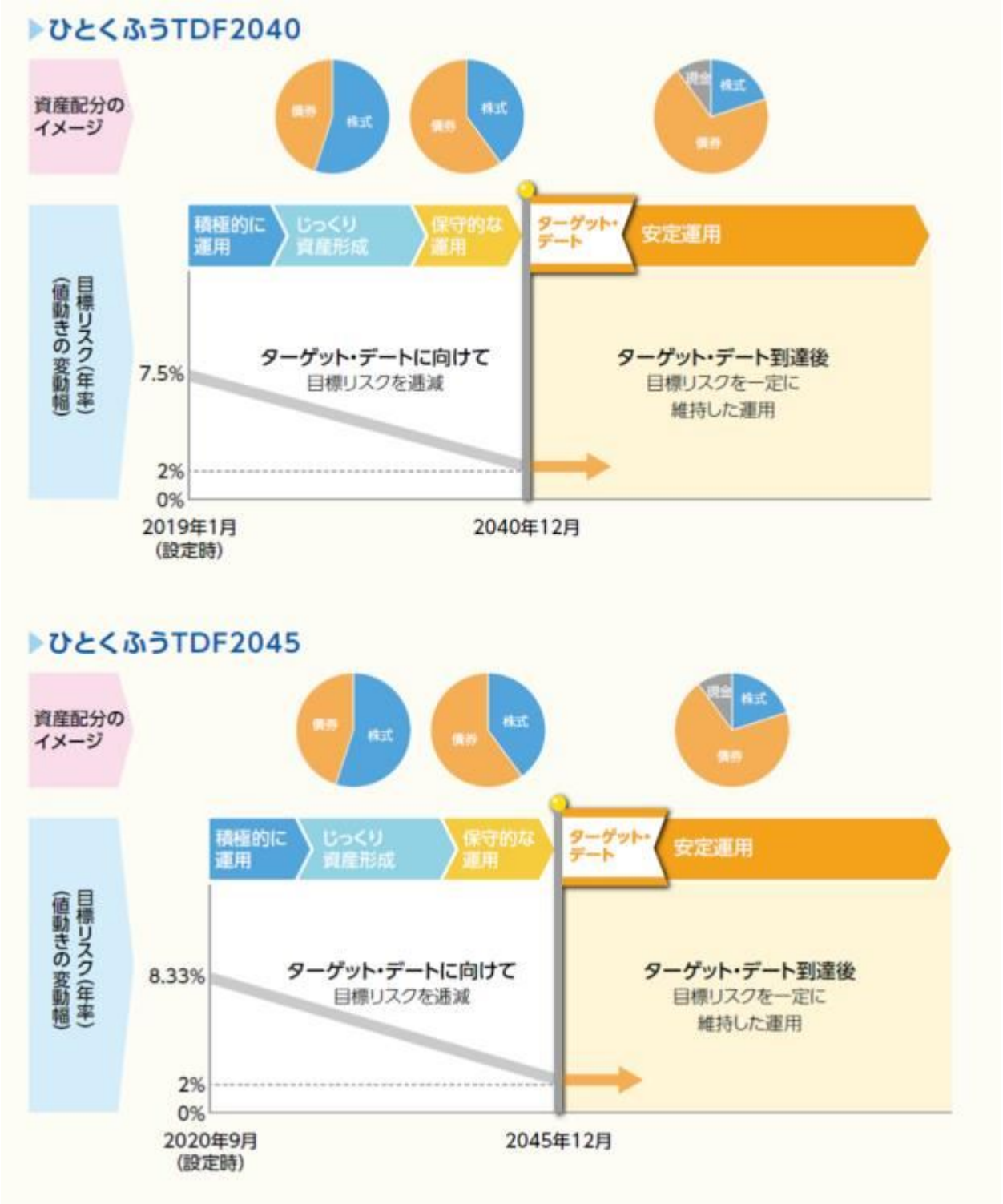
ひとくふうTDF2040
資産配分のイメージ
債券
株式
現金
積極的に運用
じっくり資産形成
保守的な運用
ターゲット・デート
安定運用
目標リスク（年率）（値動きの変動幅）
7.5%
2%
0%
ターゲット・デートに向けて
目標リスクを逓減
ターゲット・デート到達後
目標リスクを一定に
維持した運用
2019年1月
(設定時)
2040年12月
ひとくふうTDF2045
資産配分のイメージ
積極的に運用
じっくり資産形成
保守的な運用
ターゲット・デート
安定運用
目標リスク（年率）（値動きの変動幅）
8.33%
2%
0%
ターゲット・デートに向けて
目標リスクを逓減
ターゲット・デート到達後
目標リスクを一定に
維持した運用
2020年9月
(設定時)
2045年12月

ひとくふうTDF2050

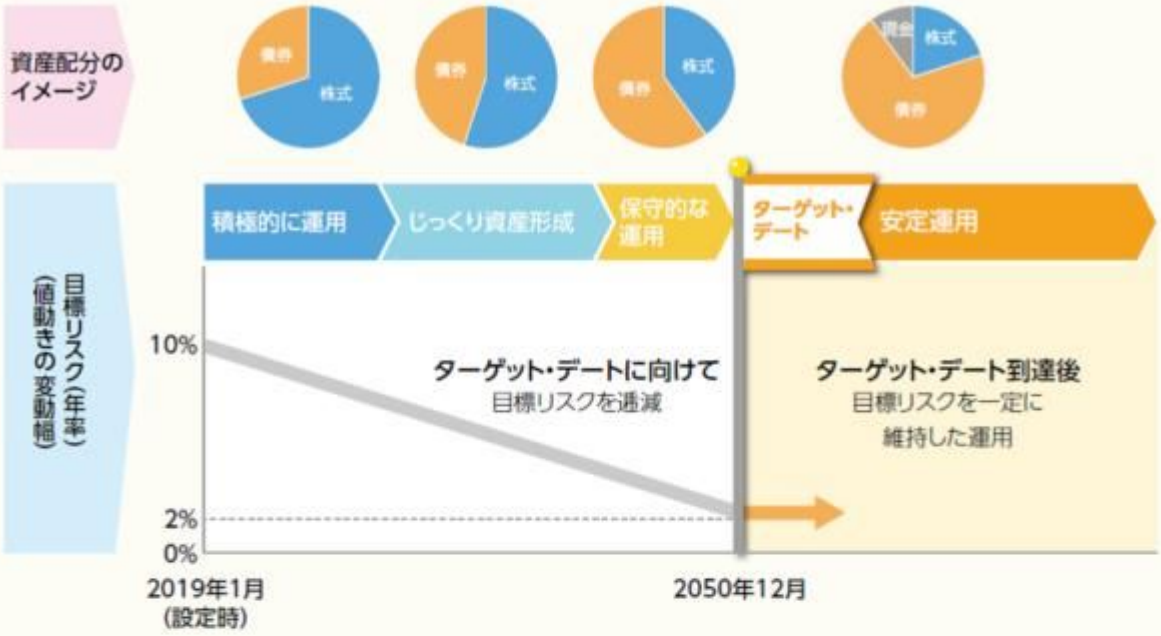

ひとくふうTDF2055

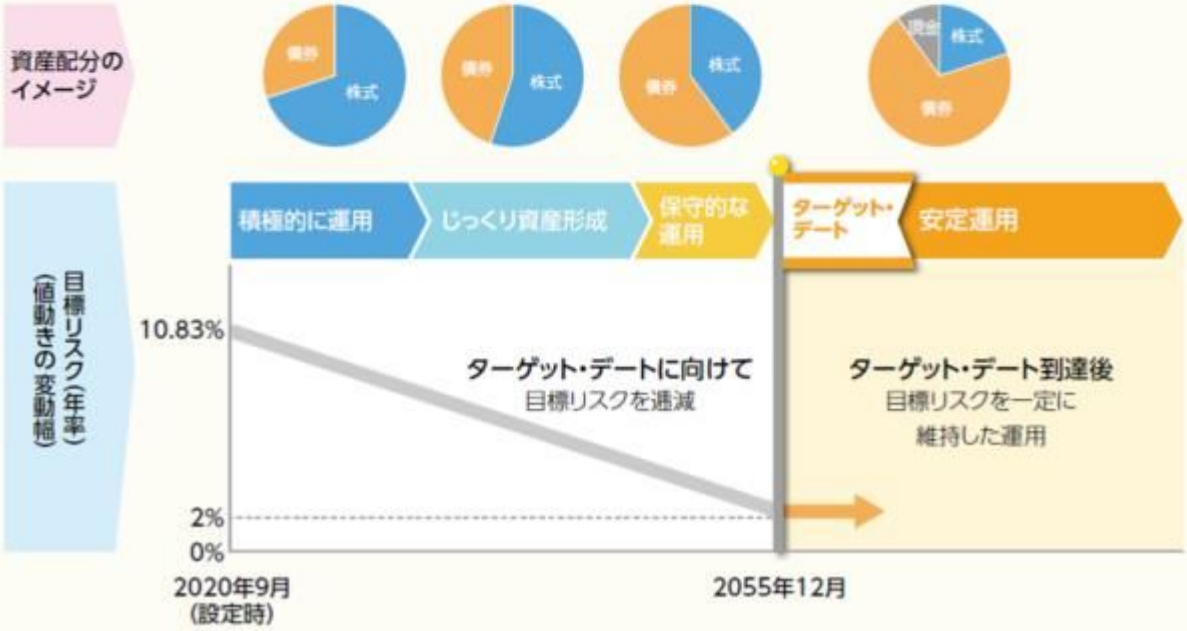

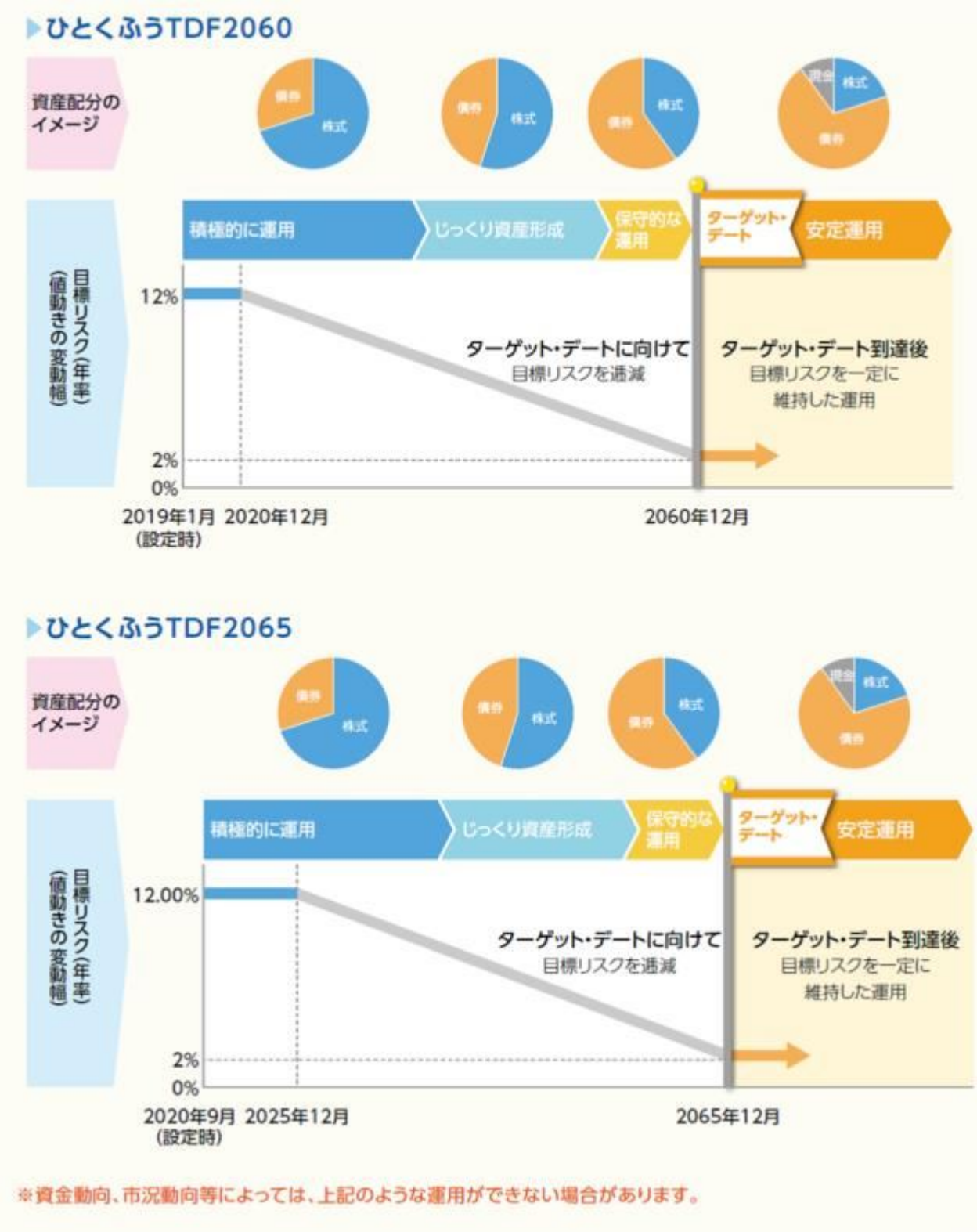

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された信託約款に定める親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項11号で定めるものをいいます。）
８．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
９．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
20．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
22．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、13ならびに18の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から７までの証券および13ならびに18の証券または証書のうち２から７までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

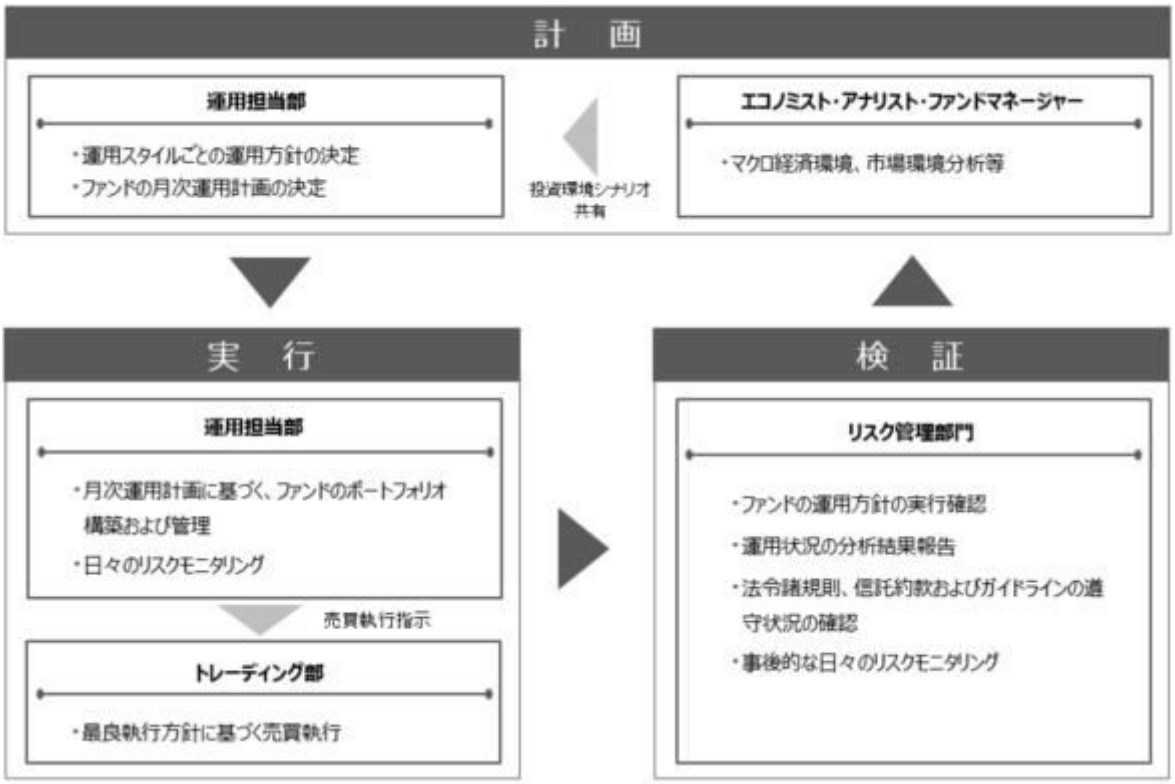

※リスク管理部門の人員数は、約50名です。
※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年12月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。
イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

(イ)株式への実質投資割合には、制限を設けません。

＊実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

＊信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ロ．投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所※に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ．同一銘柄の株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび取引所上場の投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．信用取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額

が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヘ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヘ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国

為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(ａ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ｂ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ．外国為替予約の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ロ)前(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)前(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

タ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

レ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ソ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるもの

があるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：マザーファンドの投資方針等)

(ひとくふう日本株式マザーファンド)

(１)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．わが国の株式を主要投資対象とします。

ロ．わが国の株式の中から、原則としてJPX日経インデックス400の構成銘柄を対象とし、ポートフォリオの価格変動リスクを相対的に抑えることを目指して運用を行います。

ハ．わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ニ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約

款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間

を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ひとくふう先進国株式マザーファンド)

(１)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

主に日本を除く先進国株式を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。

ロ．先進国の株式の中から、原則としてMSCIコクサイ・インデックスの構成銘柄を投資対象とし、中長期的に有効な指標に基づいて銘柄群を絞り込んだ上で、価格変動リスクを相対的に抑えることを目指したポートフォリオを構築します。

ハ．組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ニ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限
①株式への投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と

して、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド)

(１)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

日本を含む世界のソブリン債券に投資します。

②投資態度

イ．FTSE世界国債インデックス採用国の国債および国際機関債等を主要投資対象とします。
・投資する債券の格付けは、原則として、取得時においてＢＢＢ格相当以上とします。

ロ．銘柄の選定にあたっては、イールドカーブの形状に着目し、投資魅力度の高い銘柄を選定します。

ハ．ポートフォリオのリスクを一定の範囲内でコントロールし、安定的な収益の獲得を目指します。

ニ．組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
７．コマーシャル・ペーパー
８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受

益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、１から６までの証券および８の証券または証書のうち１から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、９および10の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限
①株式への投資は行いません。

②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す

るものとします。
ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑨一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)

(１)運用の基本方針
当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(２)運用方法
①投資対象
本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

②投資態度
イ．本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図
①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受

権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
８．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
９．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限
①株式への投資は行いません。

②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③外貨建資産への投資は行いません。

④有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑧一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(１)価格変動リスク
当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式、債券等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(２)株価変動に伴うリスク
株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(３)金利変動に伴うリスク
投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(４)為替リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて投資する外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

為替ヘッジを行う部分については為替リスクの低減を目指しますが、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

(５)カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(６)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(７)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(８)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜その他の留意点＞

(１)分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(２)繰上償還について
当ファンドは、各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(３)資産配分に関する留意点
当ファンドでは、時間の経過とともにリスク性資産の組入比率を逓減させる一般的なターゲット・デート・ファンドとは異なり、時間の経過とともにポートフォリオの目標リスクを逓減させます。そのため、市場動向によっては一般的なターゲット・デート・ファンドと比べて基準価額が下落する場合もあります。

(４)換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(５)クーリング・オフについて
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(６)法令・税制・会計等の変更可能性について
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

ロ　投資リスクの管理体制
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ひとくふうTDF2030

年間騰落率：2020年1月～2022年6月
分配金再投資基準価額：2019年1月～2022年6月

ファンド：2020年1月～2022年6月
他の資産クラス：2017年7月～2022年6月

ひとくふうTDF2035

年間騰落率：2021年9月～2022年6月
分配金再投資基準価額：2020年9月～2022年6月

ファンド：2021年9月～2022年6月
他の資産クラス：2017年7月～2022年6月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの１年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ひとくふうTDF2040

年間騰落率：
2020年1月～2022年6月
分配金再投資基準価額：
2019年1月～2022年6月

ひとくふうTDF2045

年間騰落率：
2021年9月～2022年6月
分配金再投資基準価額：
2020年9月～2022年6月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ひとくふうTDF2040

ファンド：
2020年1月～2022年6月
他の資産クラス：
2017年7月～2022年6月

ひとくふうTDF2045

ファンド：
2021年9月～2022年6月
他の資産クラス：
2017年7月～2022年6月

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ひとくふうTDF2050

年間騰落率：2020年1月～2022年6月
分配金再投資基準価額：2019年1月～2022年6月

ひとくふうTDF2055

年間騰落率：2021年9月～2022年6月
分配金再投資基準価額：2020年9月～2022年6月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ひとくふうTDF2050

ファンド：2020年1月～2022年6月
他の資産クラス：2017年7月～2022年6月

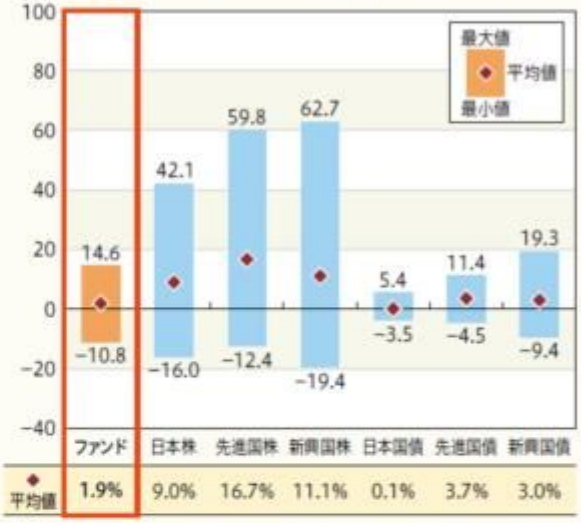

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.9%	9.0%	16.7%	11.1%	0.1%	3.7%	3.0%

ひとくふうTDF2055

ファンド：2021年9月～2022年6月
他の資産クラス：2017年7月～2022年6月

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	8.9%	9.0%	16.7%	11.1%	0.1%	3.7%	3.0%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの１年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ひとくふうTDF2060

年間騰落率：2020年1月～2022年6月
分配金再投資基準価額：2019年1月～2022年6月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：2020年1月～2022年6月
他の資産クラス：2017年7月～2022年6月

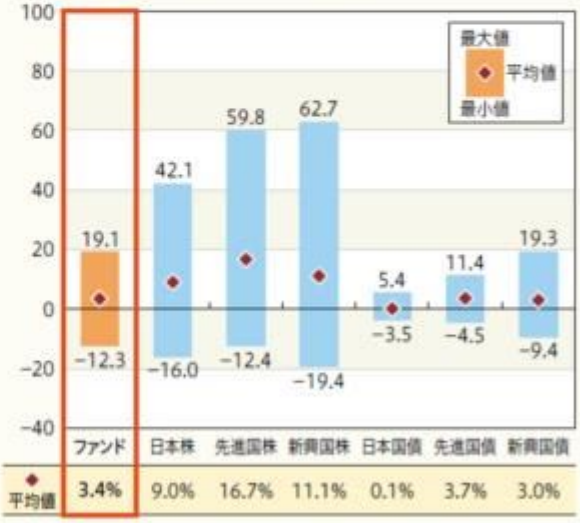

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
◆平均値	3.4%	9.0%	16.7%	11.1%	0.1%	3.7%	3.0%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ひとくふうTDF2065

年間騰落率：2021年9月～2022年6月
分配金再投資基準価額：2020年9月～2022年6月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：2021年9月～2022年6月
他の資産クラス：2017年7月～2022年6月

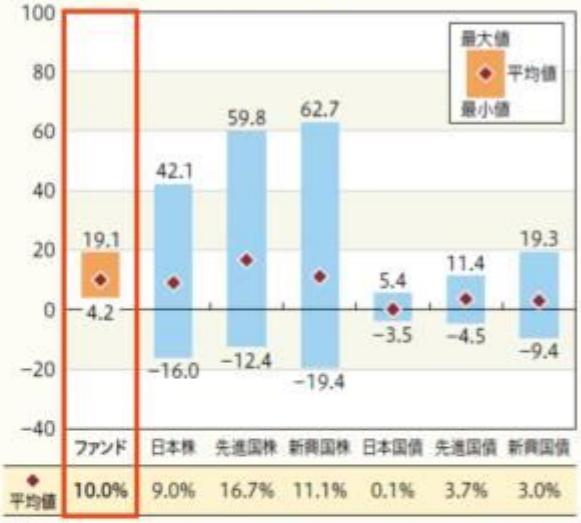

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
◆平均値	10.0%	9.0%	16.7%	11.1%	0.1%	3.7%	3.0%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	**TOPIX（配当込み）** 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	**MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	**MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	**NOMURA-BPI（国債）** 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	**FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）** FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）** J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年0.385%（税抜き0.35%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬の配分は以下の通りです。
＜信託報酬の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.16%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.16%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

［ひとくふうTDF2030／ひとくふうTDF2040／ひとくふうTDF2050／ひとくふうTDF2060］

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0088%（税抜き0.0080%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

［ひとくふうTDF2035／ひとくふうTDF2045／ひとくふうTDF2055／ひとくふうTDF2065］

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%（税抜き0.0060%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※　上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

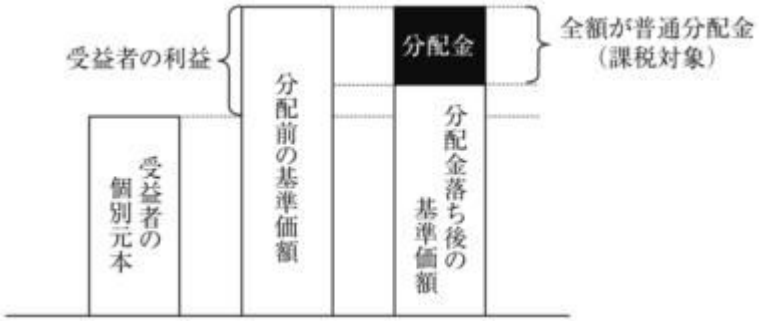

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

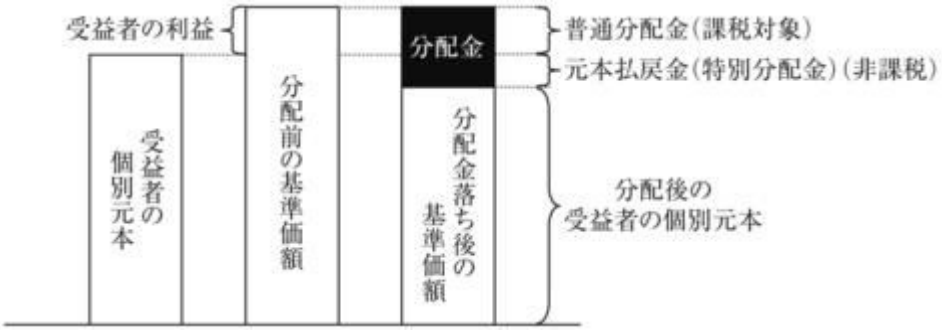

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を

示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡでの取扱い対象としない場合があります。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上*1の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在）	0～19歳*1の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在）
非課税の期間	最長5年間（新規の購入は2023年まで）*2	
利用できる限度額	120万円／年（最大600万円）	80万円／年（最大400万円）

*1 2023年は成年年齢の引下げにより、NISAは18歳以上、ジュニアNISAは0～17歳になる予定です。
*2 2024年以降、NISA制度が見直しされます。また、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2022年6月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	233,954,074	99.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	798,819	0.34
合計（純資産総額）		234,752,893	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	54,055,451	99.62
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	206,746	0.38
合計（純資産総額）		54,262,197	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	128,558,967	99.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	443,331	0.34
合計（純資産総額）		129,002,298	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	46,412,163	99.62
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	178,008	0.38
合計（純資産総額）		46,590,171	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	62,290,877	99.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	216,105	0.35
合計（純資産総額）		62,506,982	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	29,551,868	99.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	121,768	0.41
合計（純資産総額）		29,673,636	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	47,855,417	99.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	169,631	0.35
合計（純資産総額）		48,025,048	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	23,578,572	99.60
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	94,934	0.40
合計（純資産総額）		23,673,506	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

イ　主要投資銘柄

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	167,562,102	1.1056	185,259,506	1.0496	175,873,182	74.92
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	20,733,173	1.4174	29,386,458	1.4310	29,669,170	12.64
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	15,586,857	1.7873	27,858,117	1.8228	28,411,722	12.10

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.66
合　計	99.66

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

イ　主要投資銘柄

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	33,071,309	1.0895	36,032,090	1.0496	34,711,645	63.97
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	6,902,856	1.4180	9,788,438	1.4310	9,877,986	18.20
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	5,193,011	1.8122	9,411,027	1.8228	9,465,820	17.44

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.62
合　計	99.62

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

イ　主要投資銘柄

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	66,730,727	1.0989	73,333,088	1.0496	70,040,571	54.29
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	20,893,083	1.4172	29,610,167	1.4310	29,898,001	23.18
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	15,701,336	1.7861	28,044,115	1.8228	28,620,395	22.19

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.66
合　計	99.66

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

イ　主要投資銘柄

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	19,966,062	1.0842	21,647,588	1.0496	20,956,378	44.98
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	9,068,757	1.4194	12,872,614	1.4310	12,977,391	27.85
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	6,845,729	1.8025	12,339,099	1.8228	12,478,394	26.78

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.62
合　計	99.62

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

イ　主要投資銘柄

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	21,475,841	1.0894	23,394,847	1.0496	22,541,042	36.06
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	14,192,758	1.4199	20,152,700	1.4310	20,309,836	32.49
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	10,664,911	1.7881	19,069,852	1.8228	19,439,999	31.10

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.65
合　計	99.65

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

イ　主要投資銘柄

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	7,662,777	1.4088	10,795,286	1.4310	10,965,433	36.95
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	5,764,546	1.8099	10,433,325	1.8228	10,507,614	35.41
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	7,697,048	1.0697	8,233,754	1.0496	8,078,821	27.23

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.59
合　計	99.59

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

イ　主要投資銘柄

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	13,920,448	1.4122	19,657,892	1.4310	19,920,161	41.48
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	10,482,672	1.7799	18,657,900	1.8228	19,107,814	39.79
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	8,410,292	1.0671	8,974,855	1.0496	8,827,442	18.38

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.65
合　計	99.65

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

イ　主要投資銘柄

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	7,057,618	1.4035	9,905,049	1.4310	10,099,451	42.66
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	5,327,798	1.7880	9,526,158	1.8228	9,711,510	41.02
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	3,589,569	1.0631	3,815,963	1.0496	3,767,611	15.91

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年6月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.60
合　計	99.60

②【投資不動産物件】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2019年12月20日）	2,469,617	2,469,617	10,857	10,857
第2期　（2020年12月21日）	66,720,374	66,720,374	10,348	10,348
第3期　（2021年12月20日）	136,987,998	136,987,998	10,512	10,512
2021年 6月末日	102,659,739	-	10,463	-
7月末日	122,284,197	-	10,539	-
8月末日	125,995,220	-	10,660	-
9月末日	133,944,693	-	10,544	-
10月末日	122,088,083	-	10,530	-
11月末日	121,576,529	-	10,465	-
12月末日	137,619,814	-	10,548	-
2022年 1月末日	170,971,923	-	10,290	-
2月末日	168,588,226	-	10,213	-
3月末日	199,777,237	-	10,328	-
4月末日	202,851,992	-	10,236	-
5月末日	226,119,062	-	10,190	-
6月末日	234,752,893	-	10,067	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2020年12月21日）	1,021,838	1,021,838	10,218	10,218
第2期　（2021年12月20日）	16,623,112	16,623,112	10,549	10,549
2021年 6月末日	6,273,767	-	10,466	-
7月末日	6,748,874	-	10,515	-
8月末日	7,132,773	-	10,680	-
9月末日	12,585,353	-	10,577	-
10月末日	13,471,503	-	10,594	-
11月末日	13,390,376	-	10,492	-
12月末日	16,710,154	-	10,629	-
2022年 1月末日	24,553,537	-	10,320	-
2月末日	24,234,051	-	10,275	-
3月末日	37,717,231	-	10,486	-
4月末日	38,020,511	-	10,382	-
5月末日	49,998,678	-	10,335	-
6月末日	54,262,197	-	10,228	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2019年12月20日）	1,168,396	1,168,396	10,994	10,994
第2期　（2020年12月21日）	31,014,084	31,014,084	10,263	10,263
第3期　（2021年12月20日）	74,617,501	74,617,501	10,755	10,755
2021年 6月末日	49,597,933	-	10,640	-
7月末日	56,351,089	-	10,665	-
8月末日	59,061,350	-	10,873	-
9月末日	68,131,382	-	10,782	-
10月末日	70,837,975	-	10,826	-
11月末日	70,180,788	-	10,687	-
12月末日	75,454,535	-	10,877	-
2022年 1月末日	86,637,296	-	10,515	-
2月末日	88,945,497	-	10,501	-
3月末日	111,895,501	-	10,814	-
4月末日	111,882,849	-	10,699	-
5月末日	122,390,096	-	10,649	-
6月末日	129,002,298	-	10,557	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2020年12月21日）	1,030,351	1,030,351	10,304	10,304
第2期　（2021年12月20日）	17,511,391	17,511,391	10,955	10,955
2021年 6月末日	6,799,531	-	10,804	-
7月末日	7,115,526	-	10,803	-
8月末日	7,488,731	-	11,056	-
9月末日	13,163,402	-	10,976	-
10月末日	14,276,485	-	11,050	-
11月末日	15,908,288	-	10,872	-
12月末日	17,770,483	-	11,117	-
2022年 1月末日	20,830,781	-	10,701	-
2月末日	20,876,441	-	10,720	-
3月末日	32,374,081	-	11,121	-
4月末日	32,268,218	-	10,992	-
5月末日	40,163,282	-	10,938	-
6月末日	46,590,171	-	10,862	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2019年12月20日）	1,125,620	1,125,620	11,124	11,124
第2期　（2020年12月21日）	11,536,150	11,536,150	10,144	10,144
第3期　（2021年12月20日）	36,474,362	36,474,362	10,962	10,962
2021年 6月末日	24,627,458	-	10,782	-
7月末日	28,128,123	-	10,751	-
8月末日	30,358,608	-	11,043	-
9月末日	33,971,161	-	10,979	-
10月末日	34,647,485	-	11,084	-
11月末日	34,171,934	-	10,872	-
12月末日	37,139,398	-	11,162	-
2022年 1月末日	39,177,330	-	10,697	-
2月末日	39,801,992	-	10,747	-
3月末日	56,162,983	-	11,239	-
4月末日	55,889,294	-	11,101	-
5月末日	58,493,808	-	11,049	-
6月末日	62,506,982	-	10,988	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2020年12月21日）	1,038,599	1,038,599	10,386	10,386
第2期　（2021年12月20日）	6,604,975	6,604,975	11,368	11,368
2021年 6月末日	2,708,742	-	11,152	-
7月末日	2,864,861	-	11,100	-
8月末日	3,063,804	-	11,443	-
9月末日	5,623,448	-	11,387	-
10月末日	6,001,254	-	11,524	-
11月末日	5,932,450	-	11,268	-
12月末日	6,747,550	-	11,613	-
2022年 1月末日	7,960,954	-	11,082	-
2月末日	8,754,443	-	11,165	-
3月末日	12,590,825	-	11,775	-
4月末日	14,392,213	-	11,622	-
5月末日	24,529,231	-	11,568	-
6月末日	29,673,636	-	11,525	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2019年12月20日）	1,144,577	1,144,577	11,228	11,228
第2期　（2020年12月21日）	9,625,136	9,625,136	10,185	10,185
第3期　（2021年12月20日）	32,937,064	32,937,064	11,281	11,281
2021年 6月末日	23,396,458	-	11,047	-
7月末日	25,864,818	-	10,982	-
8月末日	27,649,859	-	11,336	-
9月末日	28,425,475	-	11,286	-
10月末日	30,260,360	-	11,441	-
11月末日	30,856,985	-	11,174	-
12月末日	33,918,863	-	11,534	-
2022年 1月末日	32,413,816	-	10,979	-
2月末日	28,422,142	-	11,085	-
3月末日	35,264,087	-	11,775	-
4月末日	34,960,689	-	11,612	-
5月末日	40,114,747	-	11,560	-
6月末日	48,025,048	-	11,533	-

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

年月日	純資産総額（円）	１万口当たりの純資産額（円）

	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2020年12月21日）	1,042,492	1,042,492	10,425	10,425
第2期　（2021年12月20日）	5,927,630	5,927,630	11,523	11,523
2021年 6月末日	2,974,143	-	11,314	-
7月末日	4,398,734	-	11,249	-
8月末日	4,659,368	-	11,612	-
9月末日	4,778,280	-	11,548	-
10月末日	4,776,374	-	11,700	-
11月末日	5,090,213	-	11,420	-
12月末日	6,060,905	-	11,782	-
2022年 1月末日	6,333,610	-	11,212	-
2月末日	7,350,645	-	11,318	-
3月末日	13,014,090	-	12,036	-
4月末日	13,341,416	-	11,867	-
5月末日	20,521,060	-	11,809	-
6月末日	23,673,506	-	11,784	-

②【分配の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0

③【収益率の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

	収益率（%）
第1期	8.6
第2期	△4.7
第3期	1.6
第4期（中間期）	△5.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

	収益率（%）
第1期	2.2
第2期	3.2
第3期（中間期）	△4.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

	収益率（%）
第1期	9.9
第2期	△6.6
第3期	4.8
第4期（中間期）	△4.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

	収益率（%）
第1期	3.0
第2期	6.3
第3期（中間期）	△3.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

	収益率（%）
第1期	11.2
第2期	△8.8
第3期	8.1
第4期（中間期）	△2.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

	収益率（%）
第1期	3.9
第2期	9.5
第3期（中間期）	△1.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

	収益率（%）
第1期	12.3

第2期	△9.3
第3期	10.8
第4期（中間期）	△1.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

	収益率（%）
第1期	4.3
第2期	10.5
第3期（中間期）	△1.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,274,656	0
第2期	64,773,974	2,573,934
第3期	90,656,668	24,813,113
第4期（中間期）	103,129,392	7,088,520

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	14,759,879	2,508
第3期（中間期）	37,411,474	1,703,540

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,062,729	0
第2期	29,789,135	633,798
第3期	45,696,940	6,537,226
第4期（中間期）	53,025,117	3,279,819

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	15,184,120	199,807
第3期（中間期）	23,991,428	1,123,252

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,011,896	0
第2期	10,706,462	346,300
第3期	24,083,327	2,182,327
第4期（中間期）	22,996,645	849,763

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	5,140,750	330,383
第3期（中間期）	18,552,647	14,448

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,019,429	0
第2期	8,733,897	302,641
第3期	21,301,677	1,555,080
第4期（中間期）	16,903,061	6,829,116

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	5,578,586	1,434,405
第3期（中間期）	16,052,441	1,566,818

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

ひとくふう日本株式マザーファンド

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	260,830,970	98.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,897,109	1.47
合計（純資産総額）		264,728,079	100.00

ひとくふう先進国株式マザーファンド

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	176,993,163	61.32
	カナダ	18,194,825	6.30
	フランス	9,486,313	3.29
	スイス	9,016,187	3.12
	オランダ	8,156,245	2.83
	オーストラリア	8,140,151	2.82
	イギリス	7,659,437	2.65
	アイルランド	7,130,538	2.47
	ドイツ	5,191,102	1.80
	デンマーク	2,957,460	1.02
	ノルウェー	2,489,497	0.86
	スペイン	2,155,174	0.75
	ケイマン諸島	1,857,647	0.64
	ルクセンブルグ	1,810,356	0.63
	バミューダ	1,612,949	0.56
	香港	806,953	0.28
	ベルギー	801,608	0.28
	小計	264,459,605	91.63
投資証券	アメリカ	11,892,968	4.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,269,345	4.25
合計（純資産総額）		288,621,918	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	5,000,464	1.73

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

2022年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	16,816,403,400	23.92
	ドイツ	16,073,598,822	22.86
	アメリカ	10,044,278,744	14.29
	イタリア	10,041,046,689	14.28
	スペイン	5,063,354,305	7.20
	オーストラリア	2,966,592,090	4.22

	イスラエル	1,249,447,967	1.78
	小計	62,254,722,017	88.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,051,490,527	11.45
合計（純資産総額）		70,306,212,544	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	18,005,437,989	25.61
為替予約取引	売建	-	63,373,786,911	△90.14

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ひとくふう日本株式マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	100	62,520.00	6,252,000	71,080.00	7,108,000	2.69
日本	株式	任天堂	その他製品	100	59,330.00	5,933,000	58,680.00	5,868,000	2.22
日本	株式	日清食品ホールディングス	食料品	500	8,988.79	4,494,394	9,370.00	4,685,000	1.77
日本	株式	シマノ	輸送用機器	200	24,594.99	4,918,997	22,920.00	4,584,000	1.73
日本	株式	マツキヨココカラ＆カンパニー	小売業	800	4,674.80	3,739,838	5,490.00	4,392,000	1.66
日本	株式	東洋水産	食料品	800	4,807.72	3,846,172	5,290.00	4,232,000	1.60
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	1,500	2,376.78	3,565,169	2,807.00	4,210,500	1.59
日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	1,600	2,281.28	3,650,055	2,596.00	4,153,600	1.57
日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	1,900	1,908.10	3,625,381	2,165.00	4,113,500	1.55
日本	株式	サントリー食品インターナショナル	食料品	800	4,804.28	3,843,421	5,130.00	4,104,000	1.55
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	900	4,237.25	3,813,526	4,540.00	4,086,000	1.54
日本	株式	キリンホールディングス	食料品	1,900	1,881.28	3,574,440	2,137.50	4,061,250	1.53
日本	株式	ライオン	化学	2,700	1,458.59	3,938,184	1,496.00	4,039,200	1.53
日本	株式	ＭｏｎｏｔａＲＯ	小売業	2,000	2,242.53	4,485,054	2,016.00	4,032,000	1.52
日本	株式	明治ホールディングス	食料品	600	6,645.23	3,987,139	6,660.00	3,996,000	1.51
日本	株式	味の素	食料品	1,200	3,323.35	3,988,014	3,300.00	3,960,000	1.50
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	800	4,620.21	3,696,168	4,950.00	3,960,000	1.50

日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	500	6,616.27	3,308,136	7,903.00	3,951,500	1.49
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	500	6,583.79	3,291,895	7,830.00	3,915,000	1.48
日本	株式	コスモス薬品	小売業	300	13,561.78	4,068,535	13,030.00	3,909,000	1.48
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,000	3,494.99	3,494,991	3,896.00	3,896,000	1.47
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	300	15,982.63	4,794,789	12,895.00	3,868,500	1.46
日本	株式	花王	化学	700	5,138.49	3,596,946	5,472.00	3,830,400	1.45
日本	株式	中部電力	電気・ガス業	2,800	1,188.32	3,327,303	1,366.00	3,824,800	1.44
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,000	3,558.12	3,558,118	3,818.00	3,818,000	1.44
日本	株式	オリンパス	精密機器	1,400	2,348.71	3,288,193	2,726.50	3,817,100	1.44
日本	株式	中外製薬	医薬品	1,100	3,747.28	4,122,010	3,470.00	3,817,000	1.44
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	1,800	1,907.63	3,433,742	2,115.00	3,807,000	1.44
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	200	21,675.00	4,335,000	18,920.00	3,784,000	1.43
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,800	2,066.25	3,719,258	2,100.00	3,780,000	1.43

ロ　種類別・業種別投資比率

2022年6月30日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	建設業	0.59
	食料品	15.32
	繊維製品	0.29
	パルプ・紙	0.16
	化学	10.43
	医薬品	4.32
	石油・石炭製品	1.44
	ゴム製品	1.50
	非鉄金属	0.24
	電気機器	2.93
	輸送用機器	3.16
	精密機器	3.81
	その他製品	2.99
	電気・ガス業	7.08
	陸運業	3.45
	情報・通信業	8.32
	卸売業	5.27
	小売業	19.49
	銀行業	0.38
	保険業	2.91
	その他金融業	1.18
	サービス業	3.26
合　計		98.53

ひとくふう先進国株式マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	845	9,570.22	8,086,832	10,699.31	9,040,917	3.13
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	202	44,093.37	8,906,861	37,380.61	7,550,883	2.62
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	24	361,905.06	8,685,721	306,864.37	7,364,744	2.55
アメリカ	投資証券	VANGUARD S&P 500 ETF	-	145	51,744.16	7,502,903	47,788.80	6,929,375	2.40
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	951	6,924.41	6,585,112	7,270.46	6,914,210	2.40
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	989	7,334.83	7,254,142	6,962.48	6,885,891	2.39
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	144	49,515.14	7,130,180	45,773.88	6,591,438	2.28
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	88	79,484.03	6,994,594	67,029.24	5,898,573	2.04
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	728	6,635.72	4,830,801	6,962.48	5,068,684	1.76
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	297	14,543.93	4,319,548	15,532.32	4,613,097	1.60
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	202	20,610.32	4,163,283	21,067.86	4,255,706	1.47
アメリカ	株式	REGENERON PHARMACEUTICALS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	51	85,553.64	4,363,235	81,682.70	4,165,817	1.44

アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	804	6,645.49	5,342,971	5,096.80	4,097,824	1.42
アメリカ	株式	DOLLAR GENERAL CORP	小売	121	28,181.82	3,410,000	33,766.79	4,085,782	1.42
アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	各種金融	96	45,727.12	4,389,803	41,452.31	3,979,421	1.38
アメリカ	株式	TARGET CORP	小売	204	30,168.69	6,154,413	19,394.89	3,956,557	1.37
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	111	40,623.50	4,509,208	35,572.34	3,948,529	1.37
アメリカ	株式	MARATHON PETROLEUM CORP	エネルギー	324	12,620.32	4,088,984	11,546.73	3,741,139	1.30
ドイツ	株式	MERCEDES-BENZ GROUP AG	自動車・自動車部品	450	9,116.01	4,102,206	8,217.79	3,698,006	1.28
アメリカ	株式	GENERAL MILLS INC	食品・飲料・タバコ	362	9,228.75	3,340,809	10,212.73	3,697,008	1.28
アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	96	43,521.13	4,178,028	38,244.43	3,671,465	1.27
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	478	12,363.09	5,909,557	7,656.81	3,659,956	1.27
アメリカ	株式	CADENCE DESIGN SYS INC	ソフトウェア・サービス	165	21,587.01	3,561,856	20,627.75	3,403,578	1.18
アメリカ	株式	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	小売	39	91,734.46	3,577,644	87,082.93	3,396,234	1.18
アメリカ	株式	HP INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	697	4,975.84	3,468,162	4,593.81	3,201,888	1.11
カナダ	株式	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	銀行	480	8,342.42	4,004,362	6,641.96	3,188,140	1.10
アメリカ	株式	ALLSTATE CORP	保険	185	17,122.45	3,167,653	17,142.41	3,171,345	1.10
イギリス	株式	RIO TINTO PLC	素材	360	9,210.42	3,315,752	8,447.90	3,041,242	1.05
アメリカ	株式	KROGER CO	食品・生活必需品小売り	446	6,842.19	3,051,618	6,575.67	2,932,750	1.02
アメリカ	株式	HERSHEY CO/THE	食品・飲料・タバコ	98	28,697.18	2,812,323	29,920.62	2,932,220	1.02

ロ　種類別・業種別投資比率

2022年6月30日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	6.22
	素材	5.01
	資本財	1.81

	商業・専門サービス	1.50
	運輸	2.12
	自動車・自動車部品	2.39
	耐久消費財・アパレル	0.48
	小売	6.46
	食品・生活必需品小売り	3.94
	食品・飲料・タバコ	6.12
	ヘルスケア機器・サービス	2.63
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13.32
	銀行	2.13
	各種金融	5.27
	保険	5.45
	ソフトウェア・サービス	7.83
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.35
	半導体・半導体製造装置	5.03
	電気通信サービス	4.62
	公益事業	1.44
	メディア・娯楽	3.51
投資証券	－	4.12
合　計		95.75

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

イ　主要投資銘柄

2022年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	１６２　２０年国債	10,620,000,000	100.18	10,638,669,000	99.31	10,546,403,400	0.600	2037/09/20	15.00
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	63,200,000	13,292.56	8,400,900,384	13,443.37	8,496,207,368	0.500	2026/02/01	12.08
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	57,000,000	14,034.73	7,999,797,946	14,103.50	8,038,995,102	0.000	2024/03/15	11.43
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	57,000,000	14,012.33	7,987,030,408	14,095.80	8,034,603,720	0.200	2024/06/14	11.43
日本	国債証券	１５９　２０年国債	6,270,000,000	99.64	6,247,365,300	100.00	6,270,000,000	0.600	2036/12/20	8.92
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	42,900,000	13,683.99	5,870,432,379	13,583.53	5,827,335,125	2.625	2023/12/31	8.29
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	31,500,000	13,456.56	4,238,815,152	13,387.12	4,216,943,619	2.250	2024/12/31	6.00
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	35,000,000	8,467.29	2,963,552,077	8,475.98	2,966,592,090	0.250	2025/11/21	4.22
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,600,000	14,822.13	2,905,137,278	14,572.17	2,856,145,541	2.150	2025/10/31	4.06

スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	15,800,000	13,894.77	2,195,374,287	13,969.68	2,207,208,763	0.000	2024/05/31	3.14
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,900,000	14,282.41	1,556,782,511	14,172.84	1,544,839,320	1.450	2024/11/15	2.20
イスラエル	国債証券	ISRAEL FIXED BOND	18,800,000	5,309.23	998,135,706	5,201.99	977,974,125	5.500	2042/01/31	1.39
イスラエル	国債証券	ISRAEL FIXED BOND	6,600,000	4,257.60	281,001,619	4,113.24	271,473,841	3.750	2047/03/31	0.39

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年6月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	88.55
合　計	88.55

②投資不動産物件

ひとくふう日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

該当事項はありません。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

ひとくふう日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

2022年6月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	36,587.42	5,000,000	5,000,464	1.73

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

2022年6月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	131,910,000.00	17,838,611,412	18,005,437,989	25.61
	ユーロ	売建	217,140,000.00	30,897,227,929	30,981,014,064	△44.07
	アメリカ・ドル	売建	206,510,000.00	27,657,822,347	28,188,181,329	△40.09
	オーストラリア・ドル	売建	31,330,000.00	2,940,517,460	2,938,559,754	△4.18

	イスラエル・シュケル	売建	32,040,000.00	1,246,698,230	1,266,031,764	△1.80

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

≪参考情報≫

基準日:2022年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

ひとくふうTDF2030

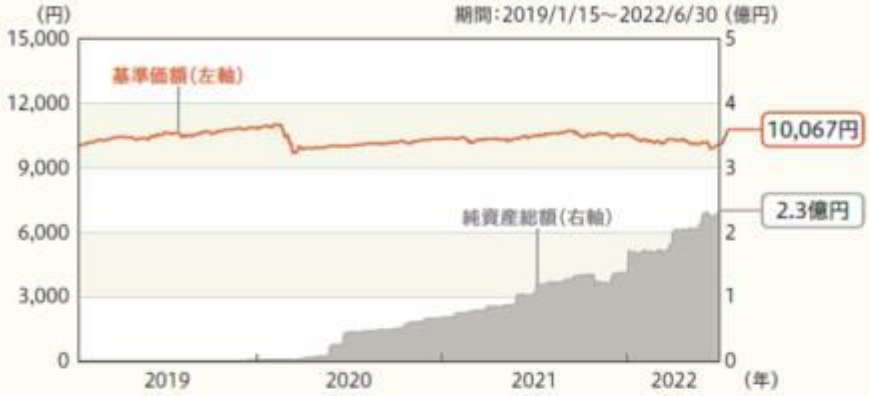

決算期	分配金
2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

ひとくふうTDF2035

決算期	分配金
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

ひとくふうTDF2040

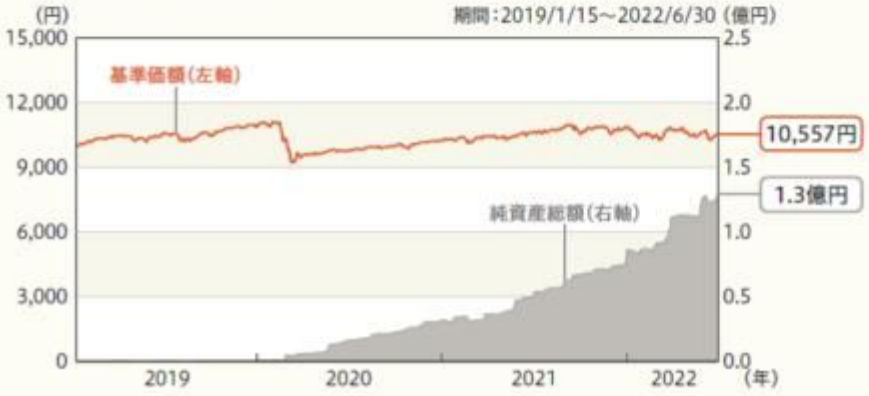

決算期	分配金
2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ひとくふうTDF2045

決算期	分配金
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

ひとくふうTDF2050

決算期	分配金
2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

ひとくふうTDF2055

決算期	分配金
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ひとくふうTDF2060

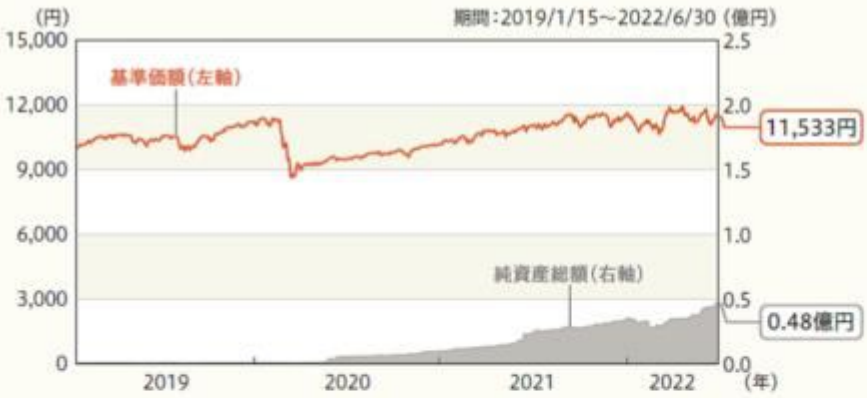

決算期	分配金
2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

ひとくふうTDF2065

決算期	分配金
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

ひとくふうTDF2030

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.34
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	74.92
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	12.64
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	12.10

ひとくふうTDF2035

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.38
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	63.97
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	18.20
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	17.44

ひとくふうTDF2040

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.34
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	54.29
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	23.18
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	22.19

ひとくふうTDF2045

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.38
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	44.98
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	27.85
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	26.78

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

ひとくふうTDF2050

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.35
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	36.06
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	32.49
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	31.10

ひとくふうTDF2055

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.41
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	36.95
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	35.41
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	27.23

ひとくふうTDF2060

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.35
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	41.48
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	39.79
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	18.38

ひとくふうTDF2065

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.40
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	42.66
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	41.02
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	15.91

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ひとくふう日本株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.47
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	2.69
日本	株式	任天堂	その他製品	2.22
日本	株式	日清食品ホールディングス	食料品	1.77
日本	株式	シマノ	輸送用機器	1.73
日本	株式	マツキヨココカラ&カンパニー	小売業	1.66
日本	株式	東洋水産	食料品	1.60
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	1.59
日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	1.57
日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	1.55
日本	株式	サントリー食品インターナショナル	食料品	1.55

■ひとくふう先進国株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	61.32
	カナダ	6.30
	フランス	3.29
	スイス	3.12
	オランダ	2.83
	オーストラリア	2.82
	その他	11.94
投資証券	アメリカ	4.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.25
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.13
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	2.62
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	2.55
アメリカ	投資証券	VANGUARD S&P 500 ETF	－	2.40
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	2.40
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	2.39
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.28
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.04
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.76
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	1.60

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	23.92
	ドイツ	22.86
	アメリカ	14.29
	イタリア	14.28
	スペイン	7.20
	オーストラリア	4.22
	イスラエル	1.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	162　20年国債	0.600	2037/09/20	15.00
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	0.500	2026/02/01	12.08
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEI SUNGEN	0.000	2024/03/15	11.43
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEI SUNGEN	0.200	2024/06/14	11.43
日本	国債証券	159　20年国債	0.600	2036/12/20	8.92
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.625	2023/12/31	8.29
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2024/12/31	6.00
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	0.250	2025/11/21	4.22
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2.150	2025/10/31	4.06
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	0.000	2024/05/31	3.14

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

ひとくふうTDF2030

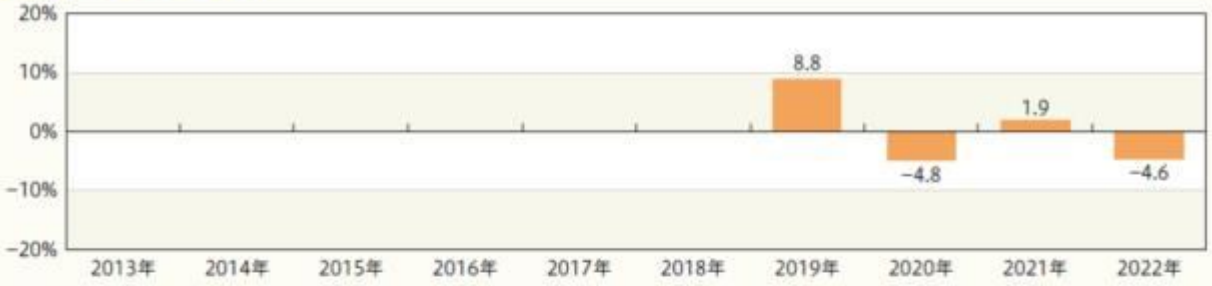

ひとくふうTDF2035

ひとくふうTDF2040

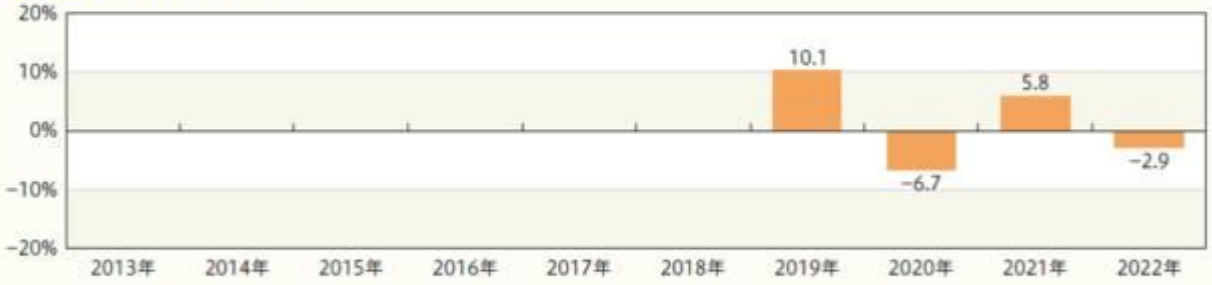

ひとくふうTDF2045

※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
※2022年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日
上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。
・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・英国証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日　　・ロンドンの銀行の休業日

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料
ありません。

ニ　申込単位
お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先
手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所
販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日
取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。
ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。
・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・英国証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日　　・ロンドンの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1)　金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2)　金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ひとくふうTDF2030」は「くふうT2030」、「ひとくふうTDF2035」は「くふうT2035」、「ひとくふうTDF2040」は「くふう

T2040」、「ひとくふうTDF2045」は「くふうT2045」、「ひとくふうTDF2050」は「くふうT2050」、「ひとくふうTDF2055」は「くふうT2055」、「ひとくふうTDF2060」は「くふうT2060」、「ひとくふうTDF2065」は「くふうT2065」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

［ひとくふうTDF2030／ひとくふうTDF2040／ひとくふうTDF2050／ひとくふうTDF2060］

2019年１月15日から下記「（５）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

［ひとくふうTDF2035／ひとくふうTDF2045／ひとくふうTDF2055／ひとくふうTDF2065］

2020年９月23日から下記「（５）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．上記ｂ～ｄまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得な

い事情が生じている場合であって、上記ｂ～ｄまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除

きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期（2020年12月22日から2021年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期（2020年12月22日から2021年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	20,216
コール・ローン	332,723	660,624
親投資信託受益証券	66,491,115	136,555,180
流動資産合計	66,823,838	137,236,020
資産合計	66,823,838	137,236,020
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	8,635	20,457
未払委託者報酬	92,430	218,718
その他未払費用	2,399	8,847
流動負債合計	103,464	248,022
負債合計	103,464	248,022
純資産の部		
元本等		
元本	64,474,696	130,318,251
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,245,678	6,669,747
（分配準備積立金）	1,656,136	2,831,905
元本等合計	66,720,374	136,987,998
純資産合計	66,720,374	136,987,998
負債純資産合計	66,823,838	137,236,020

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2019年12月21日 至　2020年12月21日	第3期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日
営業収益		
受取利息	-	3
有価証券売買等損益	1,704,924	2,056,444
営業収益合計	1,704,924	2,056,447
営業費用		
支払利息	6	96
受託者報酬	9,702	33,766
委託者報酬	104,487	361,119
その他費用	2,399	8,847
営業費用合計	116,594	403,828
営業利益又は営業損失（△）	1,588,330	1,652,619
経常利益又は経常損失（△）	1,588,330	1,652,619
当期純利益又は当期純損失（△）	1,588,330	1,652,619
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	20,868	331,673
期首剰余金又は期首欠損金（△）	194,961	2,245,678
剰余金増加額又は欠損金減少額	501,692	4,062,603
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	501,692	4,062,603
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,437	959,480
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,437	959,480
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,245,678	6,669,747

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	64,474,696口	130,318,251口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0348円 （１万口当たりの純資産額10,348円）	1口当たり純資産額　1.0512円 （１万口当たりの純資産額10,512円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（386,516円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,180,946円）、収益調整金（2,625,684円）、および分配準備積立金（88,674円）より、分配対象収益は4,281,820円（１万口当たり664.11円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,508,854円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,452,528円）、および分配準備積立金（1,323,051円）より、分配対象収益は10,284,433円（１万口当たり789.18円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自 2019年12月21日　至 2020年12月21日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,798,850円
合計	1,798,850円

第3期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,539,011円
合計	1,539,011円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
期首元本額	2,274,656円	64,474,696円
期中追加設定元本額	64,773,974円	90,656,668円
期中一部解約元本額	2,573,934円	24,813,113円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	75,529,174	85,514,130	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	17,928,535	25,390,391	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	14,659,195	25,650,659	
	親投資信託受益証券　小計		136,555,180	
合　計			136,555,180	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	2,446
コール・ローン	5,088	79,923
親投資信託受益証券	1,017,640	16,560,727
流動資産合計	1,022,728	16,643,096
資産合計	1,022,728	16,643,096
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	89	1,663
未払委託者報酬	801	18,024
その他未払費用	-	297
流動負債合計	890	19,984
負債合計	890	19,984
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	15,757,371
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,838	865,741
（分配準備積立金）	21,838	115,766
元本等合計	1,021,838	16,623,112
純資産合計	1,021,838	16,623,112
負債純資産合計	1,022,728	16,643,096

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2020年 9月23日 至　2020年12月21日	第2期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	22,728	64,817
営業収益合計	22,728	64,817
営業費用		
受託者報酬	89	1,882
委託者報酬	801	20,787
その他費用	-	297
営業費用合計	890	22,966
営業利益又は営業損失（△）	21,838	41,851
経常利益又は経常損失（△）	21,838	41,851
当期純利益又は当期純損失（△）	21,838	41,851
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	20
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	21,838
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	802,158
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	802,158
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	86
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	86
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,838	865,741

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000口	15,757,371口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0218円 （１万口当たりの純資産額10,218円）	1口当たり純資産額　1.0549円 （１万口当たりの純資産額10,549円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第1期 自 2020年9月23日 至 2020年12月21日	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,525円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（17,313円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は21,838円（１万口当たり218.38円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（93,937円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（749,975円）、および分配準備積立金（21,829円）より、分配対象収益は865,741円（１万口当たり549.42円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自 2020年9月23日　至 2020年12月21日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,158円
合計	22,158円

第2期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	62,433円
合計	62,433円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	-円	14,759,879円
期中一部解約元本額	-円	2,508円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	7,191,208	8,141,885	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	2,957,746	4,188,759	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	2,417,467	4,230,083	
	親投資信託受益証券　小計		16,560,727	
合　計			16,560,727	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	10,956
コール・ローン	154,404	358,045
親投資信託受益証券	30,904,076	74,374,482
流動資産合計	31,058,480	74,743,483
資産合計	31,058,480	74,743,483
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	3,675	10,405
未払委託者報酬	39,652	111,391
その他未払費用	1,069	4,186
流動負債合計	44,396	125,982
負債合計	44,396	125,982
純資産の部		
元本等		
元本	30,218,066	69,377,780
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	796,018	5,239,721
（分配準備積立金）	883,641	2,525,064
元本等合計	31,014,084	74,617,501
純資産合計	31,014,084	74,617,501
負債純資産合計	31,058,480	74,743,483

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2019年12月21日 至　2020年12月21日	第3期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日
営業収益		
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	846,277	2,056,276
営業収益合計	846,277	2,056,277
営業費用		
支払利息	-	1
受託者報酬	4,509	16,327
委託者報酬	48,856	174,981
その他費用	1,069	4,186
営業費用合計	54,434	195,495
営業利益又は営業損失（△）	791,843	1,860,782
経常利益又は経常損失（△）	791,843	1,860,782
当期純利益又は当期純損失（△）	791,843	1,860,782
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,190	66,733
期首剰余金又は期首欠損金（△）	105,667	796,018
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,653	2,842,846
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,653	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,842,846
剰余金減少額又は欠損金増加額	97,955	193,192
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	193,192
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	97,955	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	796,018	5,239,721

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	30,218,066口	69,377,780口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0263円 （１万口当たりの純資産額10,263円）	1口当たり純資産額　1.0755円 （１万口当たりの純資産額10,755円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（193,526円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（593,127円）、収益調整金（2,773,307円）、および分配準備積立金（96,988円）より、分配対象収益は3,656,948円（１万口当たり1,210.19円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（840,168円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（953,881円）、収益調整金（7,744,336円）、および分配準備積立金（731,015円）より、分配対象収益は10,269,400円（１万口当たり1,480.21円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自 2019年12月21日　至 2020年12月21日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,092,651円
合計	1,092,651円

第3期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,985,989円
合計	1,985,989円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
期首元本額	1,062,729円	30,218,066円
期中追加設定元本額	29,789,135円	45,696,940円
期中一部解約元本額	633,798円	6,537,226円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	24,273,326	27,482,259	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	16,471,732	23,327,266	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	13,467,229	23,564,957	
	親投資信託受益証券　小計		74,374,482	
合　計			74,374,482	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	2,564
コール・ローン	5,123	83,803
親投資信託受益証券	1,026,118	17,446,544
流動資産合計	1,031,241	17,532,911
資産合計	1,031,241	17,532,911
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	85	1,774
未払委託者報酬	805	19,430
その他未払費用	-	316
流動負債合計	890	21,520
負債合計	890	21,520
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	15,984,313
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,351	1,527,078
（分配準備積立金）	30,351	200,831
元本等合計	1,030,351	17,511,391
純資産合計	1,030,351	17,511,391
負債純資産合計	1,031,241	17,532,911

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2020年 9月23日 至　2020年12月21日	第2期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	31,241	201,248
営業収益合計	31,241	201,248
営業費用		
受託者報酬	85	2,051
委託者報酬	805	22,922
その他費用	-	316
営業費用合計	890	25,289
営業利益又は営業損失（△）	30,351	175,959
経常利益又は経常損失（△）	30,351	175,959
当期純利益又は当期純損失（△）	30,351	175,959
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	4,997
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	30,351
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,341,740
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,341,740
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	15,975
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	15,975
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,351	1,527,078

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000口	15,984,313口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0304円 （１万口当たりの純資産額10,304円）	1口当たり純資産額　1.0955円 （１万口当たりの純資産額10,955円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第1期 自 2020年9月23日 至 2020年12月21日	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,797円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（25,554円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は30,351円（１万口当たり303.51円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（106,791円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（64,171円）、収益調整金（1,326,247円）、および分配準備積立金（29,869円）より、分配対象収益は1,527,078円（１万口当たり955.36円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自 2020年9月23日　至 2020年12月21日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	30,819円
合計	30,819円

第2期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	187,598円
合計	187,598円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	-円	15,184,120円
期中一部解約元本額	-円	199,807円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	3,904,232	4,420,371	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	4,576,146	6,480,737	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	3,740,677	6,545,436	
	親投資信託受益証券　小計		17,446,544	
合　計			17,446,544	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	5,331
コール・ローン	57,352	174,201
親投資信託受益証券	11,494,108	36,357,040
流動資産合計	11,551,460	36,536,572
資産合計	11,551,460	36,536,572
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,249	5,123
未払委託者報酬	13,816	55,092
その他未払費用	245	1,995
流動負債合計	15,310	62,210
負債合計	15,310	62,210
純資産の部		
元本等		
元本	11,372,058	33,273,058
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	164,092	3,201,304
（分配準備積立金）	457,106	1,890,882
元本等合計	11,536,150	36,474,362
純資産合計	11,536,150	36,474,362
負債純資産合計	11,551,460	36,536,572

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2019年12月21日 至　2020年12月21日	第3期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	362,708	1,655,947
営業収益合計	362,708	1,655,947
営業費用		
受託者報酬	1,479	8,087
委託者報酬	16,503	87,214
その他費用	245	1,995
営業費用合計	18,227	97,296
営業利益又は営業損失（△）	344,481	1,558,651
経常利益又は経常損失（△）	344,481	1,558,651
当期純利益又は当期純損失（△）	344,481	1,558,651
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△6,472	85,123
期首剰余金又は期首欠損金（△）	113,724	164,092
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,600	1,644,032
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,600	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,644,032
剰余金減少額又は欠損金増加額	307,185	80,348
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	80,348
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	307,185	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	164,092	3,201,304

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	11,372,058口	33,273,058口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0144円 （１万口当たりの純資産額10,144円）	1口当たり純資産額　1.0962円 （１万口当たりの純資産額10,962円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（69,950円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（281,003円）、収益調整金（1,167,541円）、および分配準備積立金（106,153円）より、分配対象収益は1,624,647円（１万口当たり1,428.63円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（447,466円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,026,062円）、収益調整金（4,381,032円）、および分配準備積立金（417,354円）より、分配対象収益は6,271,914円（１万口当たり1,884.98円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自 2019年12月21日　至 2020年12月21日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	477,114円
合計	477,114円

第3期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,567,898円
合計	1,567,898円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
期首元本額	1,011,896円	11,372,058円
期中追加設定元本額	10,706,462円	24,083,327円
期中一部解約元本額	346,300円	2,182,327円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	4,506,940	5,102,757	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	10,978,793	15,548,166	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	8,975,950	15,706,117	
	親投資信託受益証券　小計		36,357,040	
合　計			36,357,040	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	963
コール・ローン	5,156	31,456
親投資信託受益証券	1,034,333	6,581,043
流動資産合計	1,039,489	6,613,462
資産合計	1,039,489	6,613,462
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	64	668
未払委託者報酬	826	7,748
その他未払費用	-	71
流動負債合計	890	8,487
負債合計	890	8,487
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	5,810,367
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,599	794,608
（分配準備積立金）	38,599	137,034
元本等合計	1,038,599	6,604,975
純資産合計	1,038,599	6,604,975
負債純資産合計	1,039,489	6,613,462

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2020年 9月23日 至　2020年12月21日	第2期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	39,489	112,382
営業収益合計	39,489	112,382
営業費用		
受託者報酬	64	837
委託者報酬	826	9,831
その他費用	-	71
営業費用合計	890	10,739
営業利益又は営業損失（△）	38,599	101,643
経常利益又は経常損失（△）	38,599	101,643
当期純利益又は当期純損失（△）	38,599	101,643
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	729
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	38,599
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	693,252
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	693,252
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	38,157
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	38,157
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,599	794,608

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000口	5,810,367口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0386円 （１万口当たりの純資産額10,386円）	1口当たり純資産額　1.1368円 （１万口当たりの純資産額11,368円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第1期 自 2020年9月23日 至 2020年12月21日	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,039円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（33,560円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は38,599円（１万口当たり385.99円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（49,282円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（51,632円）、収益調整金（657,574円）、および分配準備積立金（36,120円）より、分配対象収益は794,608円（１万口当たり1,367.57円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自 2020年9月23日　至 2020年12月21日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	39,143円
合計	39,143円

第2期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	115,840円
合計	115,840円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	-円	5,140,750円
期中一部解約元本額	-円	330,383円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	171,832	194,548	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	2,243,609	3,177,399	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	1,833,979	3,209,096	
	親投資信託受益証券　小計		6,581,043	
合　計			6,581,043	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	4,313
コール・ローン	47,787	140,932
親投資信託受益証券	9,591,193	32,847,594
流動資産合計	9,638,980	32,992,839
資産合計	9,638,980	32,992,839
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,126	4,603
未払委託者報酬	12,488	49,532
その他未払費用	230	1,640
流動負債合計	13,844	55,775
負債合計	13,844	55,775
純資産の部		
元本等		
元本	9,450,685	29,197,282
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	174,451	3,739,782
（分配準備積立金）	477,837	1,993,783
元本等合計	9,625,136	32,937,064
純資産合計	9,625,136	32,937,064
負債純資産合計	9,638,980	32,992,839

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2019年12月21日 至　2020年12月21日	第3期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	378,941	1,735,882
営業収益合計	378,941	1,735,882
営業費用		
受託者報酬	1,370	6,743
委託者報酬	15,238	73,030
その他費用	230	1,640
営業費用合計	16,838	81,413
営業利益又は営業損失（△）	362,103	1,654,469
経常利益又は経常損失（△）	362,103	1,654,469
当期純利益又は当期純損失（△）	362,103	1,654,469
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,964	107,275
期首剰余金又は期首欠損金（△）	125,148	174,451
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,398	2,109,853
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,398	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,109,853
剰余金減少額又は欠損金増加額	318,234	91,716
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	91,716
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	318,234	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	174,451	3,739,782

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	9,450,685口	29,197,282口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0185円 （１万口当たりの純資産額10,185円）	1口当たり純資産額　1.1281円 （１万口当たりの純資産額11,281円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（67,264円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（292,875円）、収益調整金（1,030,062円）、および分配準備積立金（117,698円）より、分配対象収益は1,507,899円（１万口当たり1,595.54円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（362,670円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,184,524円）、収益調整金（4,244,238円）、および分配準備積立金（446,589円）より、分配対象収益は6,238,021円（１万口当たり2,136.51円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自 2019年12月21日　至 2020年12月21日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	502,196円
合計	502,196円

第3期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,609,185円
合計	1,609,185円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2020年12月21日現在）	第3期 （2021年12月20日現在）
期首元本額	1,019,429円	9,450,685円
期中追加設定元本額	8,733,897円	21,301,677円
期中一部解約元本額	302,641円	1,555,080円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	14,452	16,362	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	11,535,113	16,336,027	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	9,426,909	16,495,205	
	親投資信託受益証券　小計		32,847,594	
合　計			32,847,594	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	829
コール・ローン	5,173	27,085
親投資信託受益証券	1,038,212	5,908,535
流動資産合計	1,043,385	5,936,449
資産合計	1,043,385	5,936,449
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	65	720
未払委託者報酬	828	8,080
その他未払費用	-	19
流動負債合計	893	8,819
負債合計	893	8,819
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	5,144,181
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	42,492	783,449
（分配準備積立金）	42,492	156,006
元本等合計	1,042,492	5,927,630
純資産合計	1,042,492	5,927,630
負債純資産合計	1,043,385	5,936,449

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2020年 9月23日 至　2020年12月21日	第2期 自　2020年12月22日 至　2021年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	43,385	219,102
営業収益合計	43,385	219,102
営業費用		
受託者報酬	65	923
委託者報酬	828	10,266
その他費用	-	19
営業費用合計	893	11,208
営業利益又は営業損失（△）	42,492	207,894
経常利益又は経常損失（△）	42,492	207,894
当期純利益又は当期純損失（△）	42,492	207,894
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	80,922
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	42,492
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	770,434
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	770,434
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	156,449
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	156,449
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	42,492	783,449

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000口	5,144,181口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0425円 （１万口当たりの純資産額10,425円）	1口当たり純資産額　1.1523円 （１万口当たりの純資産額11,523円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第1期 自 2020年9月23日 至 2020年12月21日	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,148円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（37,344円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は42,492円（１万口当たり424.92円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,522円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（78,450円）、収益調整金（627,443円）、および分配準備積立金（29,034円）より、分配対象収益は783,449円（１万口当たり1,522.98円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自 2020年9月23日　至 2020年12月21日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	43,127円
合計	43,127円

第2期（自 2020年12月22日　至 2021年12月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	132,915円
合計	132,915円

（デリバティブ取引に関する注記）

　該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第1期 （2020年12月21日現在）	第2期 （2021年12月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	-円	5,578,586円
期中一部解約元本額	-円	1,434,405円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

　該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	1,030	1,166	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	2,075,543	2,939,383	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	1,696,186	2,967,986	
	親投資信託受益証券　小計		5,908,535	
合　計			5,908,535	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０」および「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５」は、「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」および「キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

ひとくふう日本株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2020年12月21日現在）	（2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	193,144
コール・ローン	1,361,168	6,311,750
株式	244,796,300	212,501,600
未収配当金	20,975	32,650
流動資産合計	246,178,443	219,039,144
資産合計	246,178,443	219,039,144
負債の部		
流動負債		
未払解約金	774,238	66,830
その他未払費用	-	9
流動負債合計	774,238	66,839
負債合計	774,238	66,839
純資産の部		
元本等		
元本	176,951,483	154,616,522
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	68,452,722	64,355,783

元本等合計	245,404,205	218,972,305
純資産合計	245,404,205	218,972,305
負債純資産合計	246,178,443	219,039,144

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2020年12月21日現在）	（2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	176,951,483口	154,616,522口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.3868円 （１万口当たりの純資産額13,868円）	1口当たり純資産額　1.4162円 （１万口当たりの純資産額14,162円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。

２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2021年12月20日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2020年12月21日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	210,975,977円
同期中における追加設定元本額	43,679,779円
同期中における一部解約元本額	77,704,273円
2020年12月21日現在の元本の内訳	
ひとくふう日本株式ファンド	93,180,920円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	5,595,336円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	4,293,778円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	2,183,522円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	2,294,528円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	114,469円

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	169,077円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	222,372円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	248,410円
ヘッジ付ひとくふう日本株式ファンドＦ－１（適格機関投資家限定）	68,649,071円
合　計	176,951,483円

（2021年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	176,951,483円
同期中における追加設定元本額	78,707,218円
同期中における一部解約元本額	101,042,179円
2021年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう日本株式ファンド	85,849,305円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	17,928,535円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	16,471,732円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	10,978,793円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	11,535,113円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	2,957,746円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	4,576,146円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	2,243,609円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	2,075,543円
合　計	154,616,522円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
安藤・間	600	870.000	522,000	
西松建設	300	3,585.000	1,075,500	
大東建託	200	13,050.000	2,610,000	
関電工	200	839.000	167,800	
森永製菓	100	3,770.000	377,000	
カルビー	500	2,719.000	1,359,500	
森永乳業	200	5,430.000	1,086,000	
ヤクルト本社	600	6,130.000	3,678,000	
明治ホールディングス	500	7,040.000	3,520,000	
キリンホールディングス	1,800	1,885.500	3,393,900	
サントリー食品インターナショナル	500	4,230.000	2,115,000	
味の素	900	3,457.000	3,111,300	
キユーピー	200	2,487.000	497,400	
アリアケジャパン	100	6,430.000	643,000	
ニチレイ	500	2,705.000	1,352,500	
東洋水産	300	4,860.000	1,458,000	

日清食品ホールディングス	200	8,770.000	1,754,000		
日本たばこ産業	1,400	2,378.000	3,329,200		
ゴールドウイン	100	6,370.000	637,000		
大王製紙	200	1,835.000	367,000		
三菱ケミカルホールディングス	3,600	828.100	2,981,160		
日油	200	5,610.000	1,122,000		
花王	600	6,062.000	3,637,200		
関西ペイント	600	2,538.000	1,522,800		
富士フイルムホールディングス	400	8,405.000	3,362,000		
資生堂	500	6,508.000	3,254,000		
ライオン	1,400	1,605.000	2,247,000		
ポーラ・オルビスホールディングス	600	1,994.000	1,196,400		
小林製薬	100	9,170.000	917,000		
エフピコ	100	3,865.000	386,500		
ユニ・チャーム	700	4,870.000	3,409,000		
武田薬品工業	100	3,126.000	312,600		
アステラス製薬	1,800	1,837.500	3,307,500		
中外製薬	900	3,617.000	3,255,300		
ペプチドリーム	1,100	2,727.000	2,999,700		
出光興産	1,000	2,881.000	2,881,000		
ブリヂストン	700	4,748.000	3,323,600		
アサヒホールディングス	300	1,987.000	596,100		
エレコム	300	1,451.000	435,300		
アンリツ	1,400	1,740.000	2,436,000		
シスメックス	200	14,775.000	2,955,000		
村田製作所	400	9,102.000	3,640,800		
トヨタ自動車	1,600	2,051.000	3,281,600		
シマノ	100	32,030.000	3,203,000		
テルモ	200	4,721.000	944,200		
オリンパス	600	2,449.000	1,469,400		
朝日インテック	900	2,501.000	2,250,900		
ピジョン	1,300	2,345.000	3,048,500		
任天堂	100	53,510.000	5,351,000		
中部電力	2,800	1,204.000	3,371,200		
関西電力	1,300	1,064.000	1,383,200		
中国電力	1,500	944.000	1,416,000		
東北電力	4,000	815.000	3,260,000		
九州電力	1,500	861.000	1,291,500		
東京瓦斯	1,500	2,090.000	3,135,000		
大阪瓦斯	1,000	1,918.000	1,918,000		
東海旅客鉄道	200	15,545.000	3,109,000		
センコーグループホールディングス	300	932.000	279,600		
日立物流	200	5,240.000	1,048,000		
九州旅客鉄道	1,000	2,377.000	2,377,000		
ＳＧホールディングス	900	2,616.000	2,354,400		
コーエーテクモホールディングス	200	4,670.000	934,000		
ネクソン	1,400	2,226.000	3,116,400		

ガンホー・オンライン・エンターテイメント	600	2,627.000	1,576,200	
アカツキ	100	2,545.000	254,500	
オービック	100	21,130.000	2,113,000	
Ｚホールディングス	4,200	642.200	2,697,240	
日本電信電話	1,000	3,183.000	3,183,000	
ＫＤＤＩ	1,000	3,363.000	3,363,000	
東宝	300	4,970.000	1,491,000	
神戸物産	600	4,060.000	2,436,000	
シップヘルスケアホールディングス	300	2,606.000	781,800	
コメダホールディングス	100	1,996.000	199,600	
伊藤忠商事	1,000	3,417.000	3,417,000	
三井物産	1,200	2,599.000	3,118,800	
三菱商事	900	3,594.000	3,234,600	
岩谷産業	200	5,730.000	1,146,000	
ＰＡＬＴＡＣ	100	4,610.000	461,000	
ローソン	200	5,800.000	1,160,000	
エービーシー・マート	300	4,915.000	1,474,500	
日本マクドナルドホールディングス	400	5,140.000	2,056,000	
セリア	200	3,270.000	654,000	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	1,400	2,037.000	2,851,800	
マツキヨココカラ＆カンパニー	200	4,380.000	876,000	
ウエルシアホールディングス	300	3,855.000	1,156,500	
コスモス薬品	200	17,540.000	3,508,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	700	4,883.000	3,418,100	
ツルハホールディングス	200	11,960.000	2,392,000	
クスリのアオキホールディングス	100	7,380.000	738,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,600	1,606.000	2,569,600	
スギホールディングス	100	6,830.000	683,000	
ケーズホールディングス	1,000	1,097.000	1,097,000	
アインホールディングス	100	5,710.000	571,000	
ニトリホールディングス	200	18,255.000	3,651,000	
サンドラッグ	300	3,090.000	927,000	
セブン銀行	3,600	235.000	846,000	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	1,000	3,500.000	3,500,000	
東京海上ホールディングス	600	6,242.000	3,745,200	
日本取引所グループ	1,300	2,415.000	3,139,500	
ミクシィ	500	1,995.000	997,500	
綜合警備保障	400	4,595.000	1,838,000	
オリエンタルランド	200	19,260.000	3,852,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	200	1,902.000	380,400	
セコム	400	7,932.000	3,172,800	
合　計	76,400		212,501,600	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2020年12月21日現在）	（2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	4,830,676	2,607,206
金銭信託	-	108,788
コール・ローン	2,144,965	3,555,069
株式	160,616,551	205,225,774
投資証券	6,250,819	6,392,095
派生商品評価勘定	-	92
未収配当金	160,089	183,751
流動資産合計	174,003,100	218,072,775
資産合計	174,003,100	218,072,775
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	71
その他未払費用	-	7
流動負債合計	-	78
負債合計	-	78
純資産の部		
元本等		
元本	126,964,482	124,625,966
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	47,038,618	93,446,731
元本等合計	174,003,100	218,072,697
純資産合計	174,003,100	218,072,697
負債純資産合計	174,003,100	218,072,775

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2020年12月21日現在）	（2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	126,964,482口	124,625,966口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.3705円 （１万口当たりの純資産額13,705円）	1口当たり純資産額　1.7498円 （１万口当たりの純資産額17,498円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。

	2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2021年12月20日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2020年12月21日現在）

該当事項はありません。

（2021年12月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	10,535	-	10,464	△71
	小計	10,535	-	10,464	△71
	売建				
	イギリス・ポンド	10,535	-	10,443	92
	小計	10,535	-	10,443	92
合　計		21,070	-	20,907	21

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2）計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2020年12月21日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	122,194,463円
同期中における追加設定元本額	39,327,758円
同期中における一部解約元本額	34,557,739円
2020年12月21日現在の元本の内訳	
ひとくふう先進国株式ファンド	111,356,166円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	5,778,071円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	4,431,609円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	2,252,639円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	2,367,395円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	118,198円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	174,545円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	229,510円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	256,349円
合　計	126,964,482円

（2021年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	126,964,482円
同期中における追加設定元本額	64,774,747円
同期中における一部解約元本額	67,113,263円
2021年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう先進国株式ファンド	68,408,374円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	14,659,195円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	13,467,229円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	8,975,950円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	9,426,909円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	2,417,467円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	3,740,677円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	1,833,979円

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	1,696,186円
合　計	124,625,966円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	COTERRA ENERGY INC	591	19.660	11,619.06	
	STEEL DYNAMICS INC	168	62.340	10,473.12	
	CUMMINS INC	51	211.030	10,762.53	
	DEERE & CO	49	347.030	17,004.47	
	GENERAC HOLDINGS INC	35	357.430	12,510.05	
	UNITED RENTALS INC	40	332.330	13,293.20	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	118	81.940	9,668.92	
	COPART INC	110	143.120	15,743.20	
	AMERCO	14	715.300	10,014.20	
	PULTEGROUP INC	70	52.980	3,708.60	
	WHIRLPOOL CORP	54	230.360	12,439.44	
	AMAZON.COM INC	3	3,400.350	10,201.05	
	BEST BUY CO INC	103	100.030	10,303.09	
	DOLLAR GENERAL CORP	103	222.500	22,917.50	
	EBAY INC	277	64.030	17,736.31	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	33	676.070	22,310.31	
	POOL CORP	10	540.640	5,406.40	
	TARGET CORP	164	223.310	36,622.84	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	67	226.650	15,185.55	
	KROGER CO	382	44.790	17,109.78	
	CAMPBELL SOUP CO	230	43.120	9,917.60	
	CONAGRA BRANDS INC	309	34.580	10,685.22	
	GENERAL MILLS INC	305	67.650	20,633.25	
	HERSHEY CO/THE	91	187.620	17,073.42	
	JM SMUCKER CO/THE	97	136.410	13,231.77	
	CLOROX COMPANY	81	174.160	14,106.96	
	DAVITA INC	75	104.870	7,865.25	
	HOLOGIC INC	150	77.710	11,656.50	
	IDEXX LABORATORIES INC	31	616.880	19,123.28	
	ABBVIE INC	86	129.530	11,139.58	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	16	731.460	11,703.36	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	660	61.560	40,629.60	
	GILEAD SCIENCES INC	202	72.210	14,586.42	
	HORIZON THERAPEUTICS PLC	123	103.840	12,772.32	

	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	65	125.290	8,143.85	
	JOHNSON & JOHNSON	60	168.230	10,093.80	
	PFIZER INC	569	59.480	33,844.12	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	39	619.280	24,151.92	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	40	449.810	17,992.40	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	188	293.660	55,208.08	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	110	381.800	41,998.00	
	NASDAQ INC	73	201.070	14,678.11	
	ALLSTATE CORP	150	114.140	17,121.00	
	PROGRESSIVE CORP	241	100.970	24,333.77	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	115	115.350	13,265.25	
	CADENCE DESIGN SYS INC	117	179.150	20,960.55	
	CITRIX SYSTEMS INC	80	83.520	6,681.60	
	EPAM SYSTEMS INC	27	636.330	17,180.91	
	FORTINET INC	49	333.830	16,357.67	
	GARTNER INC	18	320.070	5,761.26	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	74	127.400	9,427.60	
	ORACLE CORP	576	96.620	55,653.12	
	CDW CORP/DE	86	190.070	16,346.02	
	HP INC	590	36.570	21,576.30	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	92	197.200	18,142.40	
	NETAPP INC	155	88.060	13,649.30	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	157	104.510	16,408.07	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	31	588.520	18,244.12	
	BROADCOM INC	68	634.960	43,177.28	
	INTEL CORP	655	50.620	33,156.10	
	MICRON TECHNOLOGY INC	146	83.000	12,118.00	
	NVIDIA CORP	155	278.010	43,091.55	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	772	53.170	41,047.24	
	XCEL ENERGY INC	101	67.000	6,767.00	
	ALPHABET INC-CL C	19	2,856.060	54,265.14	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	48	650.000	31,200.00	
	DISCOVERY INC-C	314	22.420	7,039.88	
	ELECTRONIC ARTS INC	134	127.520	17,087.68	
	NETFLIX INC	23	586.730	13,494.79	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	64	175.740	11,247.36	
アメリカ・ドル小計		11,099		1,311,065.39 (148,963,250)	

カナダ・ドル	WEST FRASER TIMBER CO LTD	60	112.430	6,745.80	
	LOBLAW COMPANIES LTD	150	103.540	15,531.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	180	145.000	26,100.00	
	NATIONAL BANK OF CANADA	180	96.800	17,424.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	30	583.530	17,505.90	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	10	2,230.690	22,306.90	
カナダ・ドル小計		610		105,613.60 (9,313,006)	
オーストラリア・ドル	RIO TINTO LTD	213	98.000	20,874.00	
	DOMINO'S PIZZA ENTERPRISES L	42	116.140	4,877.88	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	393	37.660	14,800.38	
	TELSTRA CORP LTD	3,920	4.090	16,032.80	
オーストラリア・ドル小計		4,568		56,585.06 (4,579,429)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	1,500	49.850	74,775.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	2,000	24.900	49,800.00	
香港・ドル小計		3,500		124,575.00 (1,813,811)	
ニュージーランド・ドル	SPARK NEW ZEALAND LTD	2,096	4.490	9,411.04	
ニュージーランド・ドル小計		2,096		9,411.04 (720,227)	
イギリス・ポンド	BHP GROUP PLC	591	21.795	12,880.84	
	RIO TINTO PLC	99	48.760	4,827.24	
	SAINSBURY (J) PLC	2,718	2.712	7,371.21	
	IMPERIAL BRANDS PLC	703	15.880	11,163.64	
	AVIVA PLC	2,436	4.029	9,814.64	
イギリス・ポンド小計		6,547		46,057.57 (6,927,059)	
スイス・フラン	GIVAUDAN-REG	4	4,770.000	19,080.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	39	277.700	10,830.30	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	110	378.900	41,679.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	11	554.800	6,102.80	
	SWISSCOM AG-REG	15	518.000	7,770.00	
スイス・フラン小計		179		85,462.10 (10,513,548)	
デンマーク・クローネ	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	5	21,890.000	109,450.00	
	PANDORA A/S	80	768.600	61,488.00	
デンマーク・クローネ小計		85		170,938.00	

				(2,938,423)	
ノルウェー・クローネ	NORSK HYDRO ASA	1,018	65.860	67,045.48	
	YARA INTERNATIONAL ASA	194	448.700	87,047.80	
ノルウェー・クローネ小計		1,212		154,093.28 (1,935,412)	
ユーロ	ARCELORMITTAL	428	28.690	12,279.32	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	150	31.400	4,710.00	
	WOLTERS KLUWER	153	100.950	15,445.35	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	116	86.920	10,082.72	
	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	300	68.750	20,625.00	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	104	84.020	8,738.08	
	STELLANTIS NV	723	16.472	11,909.25	
	KESKO OYJ-B SHS	179	29.560	5,291.24	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZEN	556	30.010	16,685.56	
	EUROFINS SCIENTIFIC	106	106.480	11,286.88	
	AGEAS	134	44.000	5,896.00	
	NN GROUP NV	208	46.120	9,592.96	
	ORANGE	490	9.305	4,559.45	
ユーロ小計		3,647		137,101.81 (17,521,610)	
合　計		33,543		205,225,774 (205,225,774)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	70銘柄	68.3%	72.6%
カナダ・ドル	株式	6銘柄	4.3%	4.5%
オーストラリア・ドル	株式	4銘柄	2.1%	2.2%
香港・ドル	株式	2銘柄	0.8%	0.9%
ニュージーランド・ドル	株式	1銘柄	0.3%	0.4%
イギリス・ポンド	株式	5銘柄	3.2%	3.4%
スイス・フラン	株式	5銘柄	4.8%	5.1%
デンマーク・クローネ	株式	2銘柄	1.3%	1.4%
ノルウェー・クローネ	株式	2銘柄	0.9%	0.9%
ユーロ	株式	13銘柄	8.0%	8.5%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考

投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPA	20.00	930.80	
		VANGUARD FTSE EUROPE ETF	150.00	9,918.00	
		VANGUARD S&P 500 ETF	107.00	45,409.73	
	アメリカ・ドル小計		277.00	56,258.53 (6,392,095)	
投資証券合計				6,392,095 (6,392,095)	
合　計				6,392,095 (6,392,095)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	3銘柄	2.9%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（2020年12月21日現在）	（2021年12月20日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	102,526	137,499
金銭信託	-	479,527,863
コール・ローン	1,629,463,534	15,670,487,218
国債証券	52,545,911,456	59,675,397,851
派生商品評価勘定	53,890,123	144,005,914
未収入金	17,231,740,928	429,244,850
未収利息	77,940,026	132,847,082
前払費用	118,536,785	208,970,923
流動資産合計	71,657,585,378	76,740,619,200
資産合計	71,657,585,378	76,740,619,200
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,187,604	-
未払金	15,369,668,332	9,380,842,761
その他未払費用	-	30,957
流動負債合計	15,378,855,936	9,380,873,718
負債合計	15,378,855,936	9,380,873,718
純資産の部		
元本等		

元本	48,189,952,718	59,492,652,811
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	8,088,776,724	7,867,092,671
元本等合計	56,278,729,442	67,359,745,482
純資産合計	56,278,729,442	67,359,745,482
負債純資産合計	71,657,585,378	76,740,619,200

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2020年12月21日現在）	（2021年12月20日現在）
１．当計算期間の末日における受益権の総数	48,189,952,718口	59,492,652,811口
２．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1679円 （１万口当たりの純資産額11,679円）	1口当たり純資産額　1.1322円 （１万口当たりの純資産額11,322円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2021年12月20日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）
（2020年12月21日現在）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカ・ドル	6,776,415,776	-	6,784,087,200	△7,671,424
	オーストラリア・ドル	2,863,116,308	-	2,859,811,200	3,305,108
	シンガポール・ドル	1,111,726,275	-	1,109,046,900	2,679,375
	イスラエル・シュケル	1,123,277,820	-	1,124,794,000	△1,516,180
	ポーランド・ズロチ	1,140,318,540	-	1,125,273,600	15,044,940
	ユーロ	13,644,732,300	-	13,611,871,600	32,860,700
	小計	26,659,587,019	-	26,614,884,500	44,702,519
合　計		26,659,587,019	-	26,614,884,500	44,702,519

（2021年12月20日現在）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカ・ドル	25,885,507,899	-	25,873,818,168	11,689,731
	オーストラリア・ドル	2,466,870,782	-	2,445,534,448	21,336,334
	シンガポール・ドル	1,163,241,387	-	1,160,717,008	2,524,379
	イスラエル・シュケル	1,069,642,620	-	1,059,581,654	10,060,966
	ノルウェー・クローネ	922,017,200	-	916,084,728	5,932,472
	ポーランド・ズロチ	969,652,600	-	963,228,000	6,424,600
	ユーロ	11,654,457,360	-	11,568,419,928	86,037,432
	小計	44,131,389,848	-	43,987,383,934	144,005,914
合　計		44,131,389,848	-	43,987,383,934	144,005,914

（注）１．時価の算定方法
為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2）計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2020年12月21日現在）	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	28,300,839,690円
同期中における追加設定元本額	20,868,952,955円
同期中における一部解約元本額	979,839,927円
2020年12月21日現在の元本の内訳	
ひとくふう世界国債ファンド（為替ヘッジあり）	525,371,629円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	43,507,713円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	16,162,296円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	4,605,497円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	2,709,674円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	596,717円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	473,012円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	352,261円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	293,169円
大和住銀キャリーエンハンスト・グローバル債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	14,260,576,988円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（適格機関投資家限定）	17,733,382,673円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	15,601,921,089円
合　計	48,189,952,718円

（2021年12月20日現在）	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	48,189,952,718円

同期中における追加設定元本額	11,683,724,189円
同期中における一部解約元本額	381,024,096円
2021年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう世界国債ファンド（為替ヘッジあり）	438,367,949円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	75,529,174円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	24,273,326円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	4,506,940円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	14,452円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	7,191,208円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	3,904,232円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	171,832円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	1,030円
ＳＭＤＡＭ・キャリーエンハンスト・グローバル債券オープン（為替ヘッジあり）＜適格機関投資家限定＞	1,327,110,246円
大和住銀キャリーエンハンスト・グローバル債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	16,532,072,152円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（適格機関投資家限定）	17,648,365,221円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	23,431,145,049円
合　計	59,492,652,811円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B	68,700,000.00	71,423,268.00	
		US TREASURY N/B	67,200,000.00	70,383,936.00	
		US TREASURY N/B	26,200,000.00	28,731,968.00	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,088,820.00	
		US TREASURY N/B	47,400,000.00	48,384,972.00	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	6,064,474.00	
		アメリカ・ドル小計	214,600,000.00	226,077,438.00 (25,686,918,506)	
	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	24,100,000.00	29,947,142.00	
		オーストラリア・ドル小計	24,100,000.00	29,947,142.00 (2,423,622,202)	
	シンガポール・ドル	SINGAPORE GOVERNMENT	13,000,000.00	13,936,000.00	
		シンガポール・ドル小計	13,000,000.00	13,936,000.00 (1,158,917,760)	

	イスラエル・シュケル	ISRAEL FIXED BOND	6,600,000.00	8,624,022.00	
		ISRAEL FIXED BOND	12,300,000.00	19,726,740.00	
		イスラエル・シュケル小計	18,900,000.00	28,350,762.00 (1,027,998,630)	
	ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	72,000,000.00	72,244,080.00	
		ノルウェー・クローネ小計	72,000,000.00	72,244,080.00 (907,385,645)	
	ポーランド・ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	37,500,000.00	34,768,125.00	
		ポーランド・ズロチ小計	37,500,000.00	34,768,125.00 (959,548,098)	
	ユーロ	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	27,300,000.00	33,153,666.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	3,275,790.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	16,600,000.00	18,884,492.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	29,500,000.00	34,856,020.00	
		ユーロ小計	76,400,000.00	90,169,968.00 (11,523,721,910)	
	日本・円	１６０　２０年国債	11,010,000,000	11,720,255,100	
		１６５　２０年国債	4,150,000,000	4,267,030,000	
		日本・円小計	15,160,000,000	15,987,285,100	
国債証券合計				59,675,397,851 (43,688,112,751)	
合　計				59,675,397,851 (43,688,112,751)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	6銘柄	38.1%	58.8%
オーストラリア・ドル	国債証券	1銘柄	3.6%	5.5%
シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	1.7%	2.7%
イスラエル・シュケル	国債証券	2銘柄	1.5%	2.4%
ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	1.3%	2.1%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	1.4%	2.2%
ユーロ	国債証券	4銘柄	17.1%	26.4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

１．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

１．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年 6月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,216	23,499
コール・ローン	660,624	1,133,981
親投資信託受益証券	136,555,180	223,719,357
流動資産合計	137,236,020	224,876,837
資産合計	137,236,020	224,876,837
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	4,420
未払受託者報酬	20,457	30,477
未払委託者報酬	218,718	325,608
その他未払費用	8,847	8,066
流動負債合計	248,022	368,571
負債合計	248,022	368,571
純資産の部		
元本等		
元本	130,318,251	226,359,123
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,669,747	△1,850,857
（分配準備積立金）	2,831,905	2,720,420
元本等合計	136,987,998	224,508,266
純資産合計	136,987,998	224,508,266
負債純資産合計	137,236,020	224,876,837

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自　2020年12月22日 至　2021年 6月21日	第4期中間計算期間 自　2021年12月21日 至　2022年 6月20日
営業収益		
受取利息	-	3
有価証券売買等損益	364,646	△11,542,836
営業収益合計	364,646	△11,542,833
営業費用		
支払利息	1	48
受託者報酬	13,309	30,477
委託者報酬	142,401	325,608
その他費用	3,476	8,066
営業費用合計	159,187	364,199
営業利益又は営業損失（△）	205,459	△11,907,032
経常利益又は経常損失（△）	205,459	△11,907,032
中間純利益又は中間純損失（△）	205,459	△11,907,032
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	9,782	△188,233
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,245,678	6,669,747
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,325,626	3,548,212
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,325,626	3,548,212
剰余金減少額又は欠損金増加額	167,949	350,017
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	167,949	350,017
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,599,032	△1,850,857

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第4期中間計算期間 自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	130,318,251口	226,359,123口
２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 －	元本の欠損 1,850,857円
３．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0512円 （１万口当たりの純資産額10,512円）	1口当たり純資産額　0.9918円 （１万口当たりの純資産額9,918円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
期首元本額	64,474,696円	130,318,251円
期中追加設定元本額	90,656,668円	103,129,392円
期中一部解約元本額	24,813,113円	7,088,520円

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年 6月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,446	5,400
コール・ローン	79,923	260,574
親投資信託受益証券	16,560,727	51,440,206
流動資産合計	16,643,096	51,706,180
資産合計	16,643,096	51,706,180
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,663	5,173
未払委託者報酬	18,024	55,564
その他未払費用	297	957
流動負債合計	19,984	61,694
負債合計	19,984	61,694
純資産の部		
元本等		
元本	15,757,371	51,465,305
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	865,741	179,181
（分配準備積立金）	115,766	109,747
元本等合計	16,623,112	51,644,486
純資産合計	16,623,112	51,644,486
負債純資産合計	16,643,096	51,706,180

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自　2020年12月22日 至　2021年 6月21日	第3期中間計算期間 自　2021年12月21日 至　2022年 6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,531	△2,101,940
営業収益合計	2,531	△2,101,940
営業費用		
受託者報酬	219	5,173
委託者報酬	2,763	55,564
その他費用	21	957
営業費用合計	3,003	61,694
営業利益又は営業損失（△）	△472	△2,163,634
経常利益又は経常損失（△）	△472	△2,163,634
中間純利益又は中間純損失（△）	△472	△2,163,634
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	20	△9,623
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,838	865,741
剰余金増加額又は欠損金減少額	182,308	1,557,545
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	182,308	1,557,545
剰余金減少額又は欠損金増加額	86	90,094
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	86	90,094
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	203,568	179,181

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期中間計算期間 自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	15,757,371口	51,465,305口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0549円 （１万口当たりの純資産額10,549円）	1口当たり純資産額　1.0035円 （１万口当たりの純資産額10,035円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	15,757,371円
期中追加設定元本額	14,759,879円	37,411,474円
期中一部解約元本額	2,508円	1,703,540円

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年 6月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10,956	12,915
コール・ローン	358,045	623,249
親投資信託受益証券	74,374,482	122,480,797
流動資産合計	74,743,483	123,116,961
資産合計	74,743,483	123,116,961
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	10,405	16,366
未払委託者報酬	111,391	174,971
その他未払費用	4,186	4,292
流動負債合計	125,982	195,629
負債合計	125,982	195,629
純資産の部		
元本等		
元本	69,377,780	119,123,078
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,239,721	3,798,254
（分配準備積立金）	2,525,064	2,442,686
元本等合計	74,617,501	122,921,332
純資産合計	74,617,501	122,921,332
負債純資産合計	74,743,483	123,116,961

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自　2020年12月22日 至　2021年 6月21日	第4期中間計算期間 自　2021年12月21日 至　2022年 6月20日
営業収益		
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	740,794	△4,826,935
営業収益合計	740,794	△4,826,934
営業費用		
支払利息	-	12
受託者報酬	5,922	16,366
委託者報酬	63,590	174,971
その他費用	1,480	4,292
営業費用合計	70,992	195,641
営業利益又は営業損失（△）	669,802	△5,022,575
経常利益又は経常損失（△）	669,802	△5,022,575
中間純利益又は中間純損失（△）	669,802	△5,022,575
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	31,761	△34,230
期首剰余金又は期首欠損金（△）	796,018	5,239,721
剰余金増加額又は欠損金減少額	966,551	3,791,846
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	966,551	3,791,846
剰余金減少額又は欠損金増加額	155,503	244,968
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	155,503	244,968
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,245,107	3,798,254

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第4期中間計算期間 自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	69,377,780口	119,123,078口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0755円 （１万口当たりの純資産額10,755円）	1口当たり純資産額　1.0319円 （１万口当たりの純資産額10,319円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
期首元本額	30,218,066円	69,377,780円
期中追加設定元本額	45,696,940円	53,025,117円
期中一部解約元本額	6,537,226円	3,279,819円

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年 6月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,564	4,329
コール・ローン	83,803	208,920
親投資信託受益証券	17,446,544	40,942,094
流動資産合計	17,532,911	41,155,343
資産合計	17,532,911	41,155,343
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,774	4,417
未払委託者報酬	19,430	47,507
その他未払費用	316	773
流動負債合計	21,520	52,697
負債合計	21,520	52,697
純資産の部		
元本等		
元本	15,984,313	38,852,489
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,527,078	2,250,157
（分配準備積立金）	200,831	193,276
元本等合計	17,511,391	41,102,646
純資産合計	17,511,391	41,102,646
負債純資産合計	17,532,911	41,155,343

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自　2020年12月22日 至　2021年 6月21日	第3期中間計算期間 自　2021年12月21日 至　2022年 6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	89,251	△1,410,927
営業収益合計	89,251	△1,410,927
営業費用		
受託者報酬	277	4,417
委託者報酬	3,492	47,507
その他費用	21	773
営業費用合計	3,790	52,697
営業利益又は営業損失（△）	85,461	△1,463,624
経常利益又は経常損失（△）	85,461	△1,463,624
中間純利益又は中間純損失（△）	85,461	△1,463,624
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-	17,758
期首剰余金又は期首欠損金（△）	30,351	1,527,078
剰余金増加額又は欠損金減少額	239,843	2,316,626
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	239,843	2,316,626
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	112,165
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	112,165
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	355,655	2,250,157

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期中間計算期間 自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	15,984,313口	38,852,489口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0955円 （１万口当たりの純資産額10,955円）	1口当たり純資産額　1.0579円 （１万口当たりの純資産額10,579円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	15,984,313円
期中追加設定元本額	15,184,120円	23,991,428円
期中一部解約元本額	199,807円	1,123,252円

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年 6月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,331	6,253
コール・ローン	174,201	301,765
親投資信託受益証券	36,357,040	58,888,300
流動資産合計	36,536,572	59,196,318
資産合計	36,536,572	59,196,318
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	5,123	7,795
未払委託者報酬	55,092	83,708
その他未払費用	1,995	1,990
流動負債合計	62,210	93,493
負債合計	62,210	93,493
純資産の部		
元本等		
元本	33,273,058	55,419,940
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,201,304	3,682,885
（分配準備積立金）	1,890,882	1,857,859
元本等合計	36,474,362	59,102,825
純資産合計	36,474,362	59,102,825
負債純資産合計	36,536,572	59,196,318

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自　2020年12月22日 至　2021年 6月21日	第4期中間計算期間 自　2021年12月21日 至　2022年 6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	677,298	△1,845,551
営業収益合計	677,298	△1,845,551
営業費用		
受託者報酬	2,964	7,795
委託者報酬	32,122	83,708
その他費用	705	1,990
営業費用合計	35,791	93,493
営業利益又は営業損失（△）	641,507	△1,939,044
経常利益又は経常損失（△）	641,507	△1,939,044
中間純利益又は中間純損失（△）	641,507	△1,939,044
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	15,130	3,229
期首剰余金又は期首欠損金（△）	164,092	3,201,304
剰余金増加額又は欠損金減少額	516,039	2,508,964
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	516,039	2,508,964
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,650	85,110
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,650	85,110
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,288,858	3,682,885

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第4期中間計算期間 自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	33,273,058口	55,419,940口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0962円 （１万口当たりの純資産額10,962円）	1口当たり純資産額　1.0665円 （１万口当たりの純資産額10,665円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
期首元本額	11,372,058円	33,273,058円
期中追加設定元本額	24,083,327円	22,996,645円
期中一部解約元本額	2,182,327円	849,763円

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年 6月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	963	2,881
コール・ローン	31,456	139,040
親投資信託受益証券	6,581,043	27,025,495
流動資産合計	6,613,462	27,167,416
資産合計	6,613,462	27,167,416
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	668	2,103
未払委託者報酬	7,748	22,732
その他未払費用	71	339
流動負債合計	8,487	25,174
負債合計	8,487	25,174
純資産の部		
元本等		
元本	5,810,367	24,348,566
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	794,608	2,793,676
（分配準備積立金）	137,034	136,827
元本等合計	6,604,975	27,142,242
純資産合計	6,604,975	27,142,242
負債純資産合計	6,613,462	27,167,416

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自　2020年12月22日 至　2021年 6月21日	第3期中間計算期間 自　2021年12月21日 至　2022年 6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	43,127	△748,270
営業収益合計	43,127	△748,270
営業費用		
受託者報酬	169	2,103
委託者報酬	2,083	22,732
その他費用	-	339
営業費用合計	2,252	25,174
営業利益又は営業損失（△）	40,875	△773,444
経常利益又は経常損失（△）	40,875	△773,444
中間純利益又は中間純損失（△）	40,875	△773,444
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-	490
期首剰余金又は期首欠損金（△）	38,599	794,608
剰余金増加額又は欠損金減少額	101,568	2,775,048
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	101,568	2,775,048
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,046
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,046
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	181,042	2,793,676

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期中間計算期間 自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	5,810,367口	24,348,566口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1368円 （１万口当たりの純資産額11,368円）	1口当たり純資産額　1.1147円 （１万口当たりの純資産額11,147円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	5,810,367円
期中追加設定元本額	5,140,750円	18,552,647円
期中一部解約元本額	330,383円	14,448円

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年 6月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,313	4,672
コール・ローン	140,932	225,459
親投資信託受益証券	32,847,594	43,773,249
流動資産合計	32,992,839	44,003,380
資産合計	32,992,839	44,003,380
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	271,701
未払受託者報酬	4,603	5,657
未払委託者報酬	49,532	60,862
その他未払費用	1,640	1,438
流動負債合計	55,775	339,658
負債合計	55,775	339,658
純資産の部		
元本等		
元本	29,197,282	39,271,227
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,739,782	4,392,495
（分配準備積立金）	1,993,783	1,572,533
元本等合計	32,937,064	43,663,722
純資産合計	32,937,064	43,663,722
負債純資産合計	32,992,839	44,003,380

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自　2020年12月22日 至　2021年 6月21日	第4期中間計算期間 自　2021年12月21日 至　2022年 6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	582,579	△928,085
営業収益合計	582,579	△928,085
営業費用		
受託者報酬	2,140	5,657
委託者報酬	23,498	60,862
その他費用	493	1,438
営業費用合計	26,131	67,957
営業利益又は営業損失（△）	556,448	△996,042
経常利益又は経常損失（△）	556,448	△996,042
中間純利益又は中間純損失（△）	556,448	△996,042
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	3,523	△124,337
期首剰余金又は期首欠損金（△）	174,451	3,739,782
剰余金増加額又は欠損金減少額	916,943	2,404,128
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	916,943	2,404,128
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,237	879,710
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,237	879,710
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,642,082	4,392,495

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第4期中間計算期間 自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	29,197,282口	39,271,227口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1281円 （１万口当たりの純資産額11,281円）	1口当たり純資産額　1.1119円 （１万口当たりの純資産額11,119円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第3期 （2021年12月20日現在）	第4期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
期首元本額	9,450,685円	29,197,282円
期中追加設定元本額	21,301,677円	16,903,061円
期中一部解約元本額	1,555,080円	6,829,116円

【ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年 6月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	829	2,362
コール・ローン	27,085	113,978
親投資信託受益証券	5,908,535	22,180,686
流動資産合計	5,936,449	22,297,026
資産合計	5,936,449	22,297,026
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	720	1,787
未払委託者報酬	8,080	19,594
その他未払費用	19	297
流動負債合計	8,819	21,678
負債合計	8,819	21,678
純資産の部		
元本等		
元本	5,144,181	19,629,804
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	783,449	2,645,544
（分配準備積立金）	156,006	134,877
元本等合計	5,927,630	22,275,348
純資産合計	5,927,630	22,275,348
負債純資産合計	5,936,449	22,297,026

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自　2020年12月22日 至　2021年 6月21日	第3期中間計算期間 自　2021年12月21日 至　2022年 6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	52,536	△387,335
営業収益合計	52,536	△387,335
営業費用		
受託者報酬	203	1,787
委託者報酬	2,186	19,594
その他費用	-	297
営業費用合計	2,389	21,678
営業利益又は営業損失（△）	50,147	△409,013
経常利益又は経常損失（△）	50,147	△409,013
中間純利益又は中間純損失（△）	50,147	△409,013
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-	70,462
期首剰余金又は期首欠損金（△）	42,492	783,449
剰余金増加額又は欠損金減少額	179,989	2,591,672
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	179,989	2,591,672
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	250,102
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	250,102
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	272,628	2,645,544

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期中間計算期間 自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	5,144,181口	19,629,804口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1523円 （１万口当たりの純資産額11,523円）	1口当たり純資産額　1.1348円 （１万口当たりの純資産額11,348円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第2期 （2021年12月20日現在）	第3期中間計算期間 （2022年6月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	5,144,181円
期中追加設定元本額	5,578,586円	16,052,441円
期中一部解約元本額	1,434,405円	1,566,818円

(参考)

「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５」、「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０」および「ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５」は、「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」および「キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

ひとくふう日本株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年12月20日現在）	（2022年6月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	193,144	172,589
コール・ローン	6,311,750	8,328,518
株式	212,501,600	236,558,890
未収配当金	32,650	1,557,400
流動資産合計	219,039,144	246,617,397
資産合計	219,039,144	246,617,397
負債の部		
流動負債		
未払解約金	66,830	2,533
その他未払費用	9	7
流動負債合計	66,839	2,540
負債合計	66,839	2,540
純資産の部		
元本等		
元本	154,616,522	181,084,537
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	64,355,783	65,530,320
元本等合計	218,972,305	246,614,857

純資産合計	218,972,305	246,614,857
負債純資産合計	219,039,144	246,617,397

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 　受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2021年12月20日現在）	（2022年6月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	154,616,522口	181,084,537口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.4162円 （１万口当たりの純資産額14,162円）	1口当たり純資産額　1.3619円 （１万口当たりの純資産額13,619円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2022年6月20日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（2021年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	176,951,483円
同期中における追加設定元本額	78,707,218円
同期中における一部解約元本額	101,042,179円
2021年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう日本株式ファンド	85,849,305円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	17,928,535円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	16,471,732円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	10,978,793円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	11,535,113円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	2,957,746円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	4,576,146円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	2,243,609円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	2,075,543円
合　計	154,616,522円

（2022年6月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	154,616,522円
同期中における追加設定元本額	63,179,585円
同期中における一部解約元本額	36,711,570円
2022年6月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう日本株式ファンド	84,409,545円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	20,140,482円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	20,380,171円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	13,835,075円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	13,229,244円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	6,700,333円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	8,236,552円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	7,254,105円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	6,899,030円
合　計	181,084,537円

ひとくふう先進国株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年12月20日現在）	（2022年6月20日現在）
資産の部		

流動資産		
預金	2,607,206	3,520,575
金銭信託	108,788	163,179
コール・ローン	3,555,069	7,874,420
株式	205,225,774	243,139,035
投資証券	6,392,095	16,893,486
派生商品評価勘定	92	77,094
未収配当金	183,751	223,263
流動資産合計	218,072,775	271,891,052
資産合計	218,072,775	271,891,052
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	71	512
その他未払費用	7	2
流動負債合計	78	514
負債合計	78	514
純資産の部		
元本等		
元本	124,625,966	155,050,142
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	93,446,731	116,840,396
元本等合計	218,072,697	271,890,538
純資産合計	218,072,697	271,890,538
負債純資産合計	218,072,775	271,891,052

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 　受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
４．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 　「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2021年12月20日現在）	（2022年6月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	124,625,966口	155,050,142口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.7498円 （１万口当たりの純資産額17,498円）	1口当たり純資産額　1.7536円 （１万口当たりの純資産額17,536円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2022年6月20日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2021年12月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	10,535	-	10,464	△71
	小計	10,535	-	10,464	△71
	売建				
	イギリス・ポンド	10,535	-	10,443	92
	小計	10,535	-	10,443	92
合　計		21,070	-	20,907	21

（2022年6月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	5,052,456	-	5,129,550	77,094
	小計	5,052,456	-	5,129,550	77,094
	売建				
	ユーロ	52,456	-	52,968	△512
	小計	52,456	-	52,968	△512
合　計		5,104,912	-	5,182,518	76,582

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2021年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	126,964,482円
同期中における追加設定元本額	64,774,747円
同期中における一部解約元本額	67,113,263円
2021年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう先進国株式ファンド	68,408,374円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	14,659,195円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	13,467,229円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	8,975,950円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	9,426,909円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	2,417,467円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	3,740,677円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	1,833,979円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	1,696,186円

合　計	124,625,966円

（2022年6月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	124,625,966円
同期中における追加設定元本額	62,800,965円
同期中における一部解約元本額	32,376,789円
2022年6月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう先進国株式ファンド	82,435,077円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	15,121,531円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	15,298,900円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	10,384,110円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	9,939,204円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	5,034,356円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	6,189,271円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	5,444,378円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	5,203,315円
合　計	155,050,142円

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年12月20日現在）	（2022年6月20日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	137,499	70,649,661
金銭信託	479,527,863	377,923,061
コール・ローン	15,670,487,218	18,237,234,212
国債証券	59,675,397,851	53,536,533,379
派生商品評価勘定	144,005,914	-
未収入金	429,244,850	1,232,529
未収利息	132,847,082	327,980,739
前払費用	208,970,923	83,226,062
流動資産合計	76,740,619,200	72,634,779,643
資産合計	76,740,619,200	72,634,779,643
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	299,972,948
未払金	9,380,842,761	2,466,113,774
その他未払費用	30,957	9,741
流動負債合計	9,380,873,718	2,766,096,463
負債合計	9,380,873,718	2,766,096,463
純資産の部		
元本等		
元本	59,492,652,811	66,945,042,930

剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	7,867,092,671	2,923,640,250
元本等合計	67,359,745,482	69,868,683,180
純資産合計	67,359,745,482	69,868,683,180
負債純資産合計	76,740,619,200	72,634,779,643

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2021年12月20日現在）	（2022年6月20日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	59,492,652,811口	66,945,042,930口
２．　１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1322円 （１万口当たりの純資産額11,322円）	1口当たり純資産額　1.0437円 （１万口当たりの純資産額10,437円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2022年6月20日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2021年12月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカ・ドル	25,885,507,899	-	25,873,818,168	11,689,731
	オーストラリア・ドル	2,466,870,782	-	2,445,534,448	21,336,334
	シンガポール・ドル	1,163,241,387	-	1,160,717,008	2,524,379
	イスラエル・シュケル	1,069,642,620	-	1,059,581,654	10,060,966
	ノルウェー・クローネ	922,017,200	-	916,084,728	5,932,472
	ポーランド・ズロチ	969,652,600	-	963,228,000	6,424,600
	ユーロ	11,654,457,360	-	11,568,419,928	86,037,432
	小計	44,131,389,848	-	43,987,383,934	144,005,914
合　計		44,131,389,848	-	43,987,383,934	144,005,914

（2022年6月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカ・ドル	27,657,822,347	-	27,881,286,818	△223,464,471
	オーストラリア・ドル	2,530,643,060	-	2,532,825,742	△2,182,682
	シンガポール・ドル	759,546,256	-	762,276,144	△2,729,888
	イスラエル・シュケル	1,184,467,560	-	1,193,014,636	△8,547,076
	オフショア・人民元	711,486,471	-	715,108,044	△3,621,573
	ユーロ	14,300,703,244	-	14,360,130,502	△59,427,258
	小計	47,144,668,938	-	47,444,641,886	△299,972,948
合　計		47,144,668,938	-	47,444,641,886	△299,972,948

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2021年12月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	48,189,952,718円
同期中における追加設定元本額	11,683,724,189円
同期中における一部解約元本額	381,024,096円
2021年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう世界国債ファンド（為替ヘッジあり）	438,367,949円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	75,529,174円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	24,273,326円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	4,506,940円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	14,452円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	7,191,208円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	3,904,232円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	171,832円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	1,030円
大和住銀キャリーエンハンスト・グローバル債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	16,532,072,152円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（適格機関投資家限定）	17,648,365,221円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	23,431,145,049円
ＳＭＤＡＭ・キャリーエンハンスト・グローバル債券オープン（為替ヘッジあり）＜適格機関投資家限定＞	1,327,110,246円
合　計	59,492,652,811円

（2022年6月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	59,492,652,811円
同期中における追加設定元本額	8,016,940,900円
同期中における一部解約元本額	564,550,781円
2022年6月20日現在の元本の内訳	
ひとくふう世界国債ファンド（為替ヘッジあり）	383,175,649円

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０	162,664,482円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０	65,054,031円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０	20,922,427円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０	7,978,303円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５	32,084,677円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５	18,081,086円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５	7,280,703円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５	3,507,105円
大和住銀キャリーエンハンスト・グローバル債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	16,507,468,097円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（適格機関投資家限定）	17,631,662,544円
キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	26,715,819,601円
ＳＭＤＡＭ・キャリーエンハンスト・グローバル債券オープン（為替ヘッジあり）＜適格機関投資家限定＞	5,389,344,225円
合　計	66,945,042,930円

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

2022年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	235,875,387円
Ⅱ　負債総額	1,122,494円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	234,752,893円
Ⅳ　発行済口数	233,193,458口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.0067円 （10,067円）

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

2022年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	54,268,785円
Ⅱ　負債総額	6,588円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	54,262,197円
Ⅳ　発行済口数	53,053,104口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.0228円 （10,228円）

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４０

2022年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	129,020,021円
Ⅱ　負債総額	17,723円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	129,002,298円
Ⅳ　発行済口数	122,195,286口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.0557円 （10,557円）

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０４５

2022年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	46,595,427円
Ⅱ　負債総額	5,256円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	46,590,171円
Ⅳ　発行済口数	42,892,135口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.0862円 （10,862円）

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

2022年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	**62,515,457円**
Ⅱ　負債総額	**8,475円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**62,506,982円**
Ⅳ　発行済口数	**56,886,220口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	**1.0988円 （10,988円）**

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

2022年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	**29,676,984円**
Ⅱ　負債総額	**3,348円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**29,673,636円**
Ⅳ　発行済口数	**25,747,666口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	**1.1525円 （11,525円）**

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

2022年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	**48,031,333円**
Ⅱ　負債総額	**6,285円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**48,025,048円**
Ⅳ　発行済口数	**41,643,074口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	**1.1533円 （11,533円）**

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

2022年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	**23,676,244円**
Ⅱ　負債総額	**2,738円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**23,673,506円**
Ⅳ　発行済口数	**20,089,960口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	**1.1784円 （11,784円）**

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振

替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2022年6月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

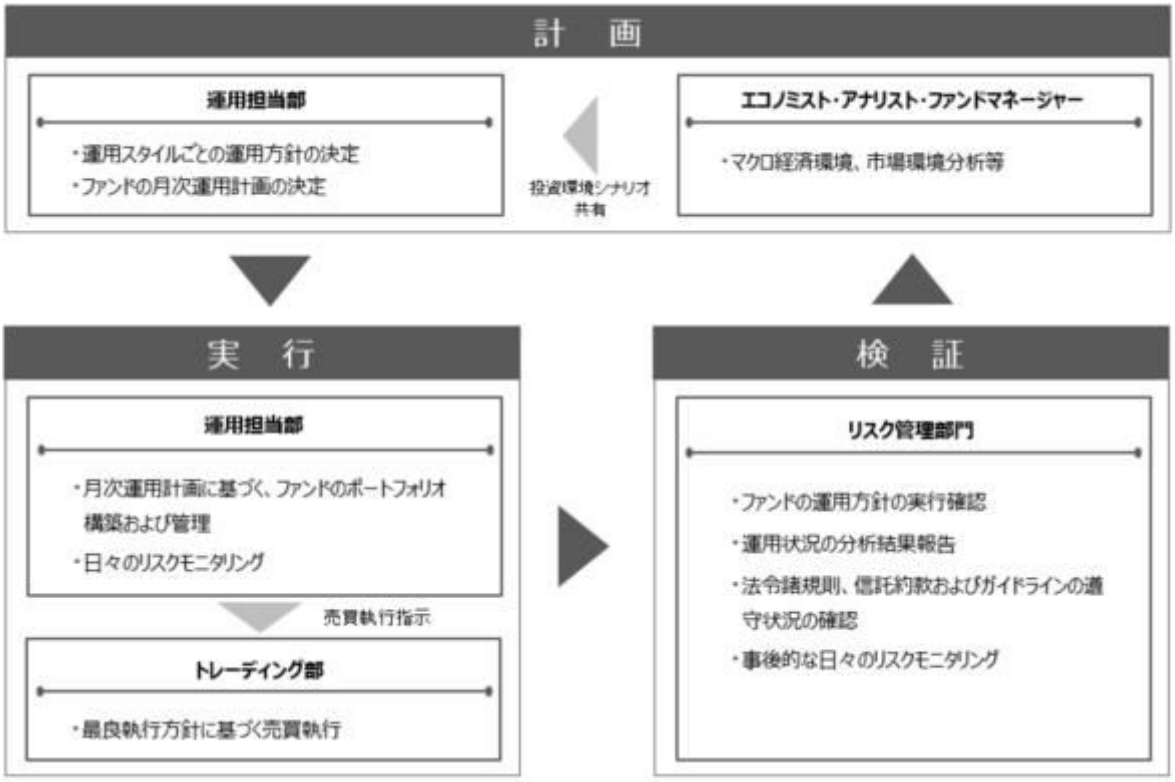

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2022年6月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	723	9,010,950
単位型株式投資信託	98	470,379
追加型公社債投資信託	1	25,626
単位型公社債投資信託	187	351,060
合　計	1,009	9,858,016

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2　当社は、当事業年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		33,048,142	49,008,279
顧客分別金信託		300,036	300,041
前払費用		449,748	475,266
未収入金		132,419	103,809
未収委託者報酬		9,936,096	12,125,117
未収運用受託報酬		2,247,156	2,437,063
未収投資助言報酬		398,108	388,639
未収収益		39,975	36,700
その他の流動資産		6,981	18,458
流動資産合計		46,558,665	64,893,375
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		1,509,450	1,433,442
器具備品		870,855	653,985
土地		710	710
リース資産		13,483	7,357

建設仮勘定	-	5,500
有形固定資産合計	2,394,500	2,100,996
無形固定資産		
ソフトウェア	1,347,889	2,766,476
ソフトウェア仮勘定	1,029,033	100,616
のれん	3,654,491	3,349,950
顧客関連資産	15,671,890	13,558,615
電話加入権	12,727	12,716
商標権	48	42
無形固定資産合計	21,716,080	19,788,417
投資その他の資産		
投資有価証券	22,866,282	14,212,354
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	1,409,091	1,414,646
長期前払費用	116,117	77,936
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	△20,750	△20,750
投資その他の資産合計	35,707,619	27,021,065
固定資産合計	59,818,200	48,910,479
資産合計	106,376,866	113,803,855

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	5,153	3,567
顧客からの預り金	20,077	6,045
その他の預り金	169,380	196,515
未払金		
未払収益分配金	1,646	1,969
未払償還金	43,523	152
未払手数料	4,480,697	5,545,582
その他未払金	270,290	48,893
未払費用	5,940,121	7,379,404
未払消費税等	235,647	1,133,332
未払法人税等	762,648	2,455,291
賞与引当金	1,516,622	2,100,323
資産除去債務	-	7,192
その他の流動負債	9,710	40,396
流動負債合計	13,455,519	18,918,667
固定負債		
リース債務	9,678	4,525
繰延税金負債	2,566,958	1,279,409
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506
その他の固定負債	40,950	4,620
固定負債合計	7,876,035	6,373,062
負債合計	21,331,554	25,291,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	73,466,962

資本剰余金合計	90,555,984	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	-
別途積立金	1,476,959	-
繰越利益剰余金	△10,281,242	3,834,794
利益剰余金合計	△8,460,037	4,119,040
株主資本計	84,095,946	88,214,986
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	949,365	297,138
評価・換算差額等合計	949,365	297,138
純資産合計	85,045,311	88,512,124
負債・純資産合計	106,376,866	113,803,855

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	50,610,457	66,139,024
運用受託報酬	9,450,169	9,652,634
投資助言報酬	1,270,584	1,256,334
その他営業収益		
サービス支援手数料	200,807	199,046
その他	32,820	32,936
営業収益計	61,564,839	77,279,976
営業費用		
支払手数料	22,784,919	30,522,133
広告宣伝費	365,317	330,161
調査費		
調査費	3,061,987	3,196,921
委託調査費	7,810,157	12,192,048
営業雑経費		
通信費	95,163	67,600
印刷費	554,920	494,834
協会費	40,044	34,433
諸会費	29,473	30,488
情報機器関連費	4,562,612	4,767,504
販売促進費	23,614	31,930
その他	163,332	181,301
営業費用合計	39,491,542	51,849,358
一般管理費		
給料		
役員報酬	277,027	263,893
給料・手当	9,280,730	8,664,828
賞与	950,630	991,916
賞与引当金繰入額	1,501,855	2,100,323
交際費	11,815	12,301
寄付金	949	29,273
事務委託費	844,255	1,422,189
旅費交通費	21,023	16,863

租税公課	389,819	476,729
不動産賃借料	1,639,529	1,289,256
退職給付費用	790,144	632,559
固定資産減価償却費	3,040,894	3,133,951
のれん償却費	2,645,986	304,540
諸経費	608,206	256,994
一般管理費合計	22,002,869	19,595,622
営業利益	70,426	5,834,995

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業外収益			
受取配当金		13,164	7,666
受取利息		2,736	1,836
時効成立分配金・償還金		88,335	43,406
原稿・講演料		2,603	2,587
投資有価証券償還益		57,388	383,608
投資有価証券売却益		162,941	911,268
為替差益		-	4,673
雑収入		72,933	81,640
営業外収益合計		400,104	1,436,686
営業外費用			
投資有価証券償還損		11,762	146,219
投資有価証券売却損		34,473	81,384
為替差損		766	-
雑損失		1,240	2,866
営業外費用合計		48,243	230,470
経常利益		422,288	7,041,212
特別損失			
固定資産除却損	※１	54,493	83,651
減損損失	※２	28,097,346	-
システム統合関連費用	※３	-	375,636
早期退職費用	※４	216,200	260,075
本社移転費用		127,044	-
その他特別損失		5,460	67,000
特別損失合計		28,500,544	786,362
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△28,078,256	6,254,849
法人税、住民税及び事業税		1,549,173	3,101,482
法人税等調整額		△693,192	△965,673
法人税等合計		855,980	2,135,809
当期純利益又は当期純損失（△）		△28,934,237	4,119,040

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当								△711,271
当期純損失（△）								△28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	△29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	△711,271	△711,271			△711,271
当期純損失（△）	△28,934,237	△28,934,237			△28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	△29,645,508	△29,645,508	571,510	571,510	△29,073,997
当期末残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242
当期変動額								
剰余金の配当								
欠損填補			△8,460,037	△8,460,037				8,460,037
当期純利益								4,119,040
任意積立金の取崩						△60,000	△1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△8,460,037	△8,460,037	－	△60,000	△1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	－	－	3,834,794

	株主資本	評価・換算差額等	

	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
	利益剰余金合計				
当期首残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	－			－
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の取崩	－	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△652,227	△652,227	△652,227
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	△652,227	△652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

[注記事項]

(重要な会計方針)

１.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　３～50年

器具備品　４～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん　14年

顧客関連資産　６～19年

ソフトウェア（自社利用分）　５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４.収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「収益認識会計基準」等を当事業年度の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計基準等の適用が当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
建物	102,329千円	210,548千円
器具備品	1,153,649千円	1,309,352千円
リース資産	2,830千円	6,073千円

２　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

３　保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)

Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	93,374千円	57,356千円

(損益計算書関係)

※１　固定資産除却損

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
建物	18,278千円	－千円
器具備品	28,604千円	0千円
リース資産	－千円	－千円
ソフトウェア	7,610千円	83,651千円
ソフトウェア仮勘定	－千円	－千円

※２　減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
－	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

当事業年度において計上した減損損失はありません。

※３　システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などであります。

※４　早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 ３月31日	2020年 ６月30日

当事業年度(自 2021年４月１日　至 2022年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２.剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年６月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 ３月31日	2022年 ６月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
１年以内	1,194,699	1,166,952
１年超	3,497,258	2,323,090
合計	4,691,958	3,490,042

(金融商品関係)

１.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	－
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	－
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	－
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	－
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	22,826,472	22,826,472	－
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	－
資産計	70,165,105	70,165,105	－
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	－
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	－

負債計	4,500,774	4,500,774	－

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	49,008,279	49,008,279	－
(2)顧客分別金信託	300,041	300,041	－
(3)未収委託者報酬	12,125,117	12,125,117	－
(4)未収運用受託報酬	2,437,063	2,437,063	－
(5)未収投資助言報酬	388,639	388,639	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	14,172,545	14,172,545	－
資産計	78,431,686	78,431,686	－
(1)顧客からの預り金	6,045	6,045	－
(2)未払手数料	5,545,582	5,545,582	－
負債計	5,551,627	5,551,627	－

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

負　債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注２)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
その他有価証券		
非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注３)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,048,142	－	－	－
顧客分別金信託	300,036	－	－	－
未収委託者報酬	9,936,096	－	－	－
未収運用受託報酬	2,247,156	－	－	－
未収投資助言報酬	398,108	－	－	－
長期差入保証金	42,007	1,367,084	－	－
合計	45,971,548	1,367,084	－	－

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超

現金及び預金	49,008,279	－	－	－
顧客分別金信託	300,041	－	－	－
未収委託者報酬	12,125,117	－	－	－
未収運用受託報酬	2,437,063	－	－	－
未収投資助言報酬	388,639	－	－	－
合計	64,259,140	－	－	－

(有価証券関係)

１.子会社株式

前事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２.その他有価証券

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,097,433	14,397,606	1,699,827
小計	16,097,433	14,397,606	1,699,827
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,729,039	6,994,762	△265,723
小計	6,729,039	6,994,762	△265,723
合計	22,826,472	21,392,369	1,434,103

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,873,482	5,039,817	△166,335
小計	4,873,482	5,039,817	△166,335
合計	14,172,545	13,712,543	460,001

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

当事業年度(自 2021年４月１日　至 2022年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
退職給付債務の期首残高	5,299,814	5,258,448
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	－	1,013
数理計算上の差異の発生額	67,476	△34,553
退職給付の支払額	△585,151	△595,013
過去勤務費用の発生額	－	－
合併による発生額	－	－
退職給付債務の期末残高	5,258,448	5,084,506

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	5,258,448	5,084,506
未認識数理計算上の差異	－	－
未認識過去勤務費用	－	－
退職給付引当金	5,258,448	5,084,506

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
勤務費用	476,308	454,611
利息費用	－	1,013
数理計算上の差異の費用処理額	67,476	△34,553
その他	246,359	211,487
確定給付制度に係る退職給付費用	790,144	632,559

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
割引率	0.020%	0.130%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度239,162千円、当事業年度237,296千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

前事業年度	当事業年度

	（2021年３月31日）	（2022年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,610,136	1,556,876
賞与引当金	464,389	643,119
調査費	247,208	279,809
未払金	206,090	284,070
未払事業税	66,891	139,522
ソフトウェア償却	90,431	107,998
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	131,391	93,946
その他	35,930	28,056
繰延税金資産小計	2,967,346	3,248,274
評価性引当額（注）	△218,966	△189,102
繰延税金資産合計	2,748,380	3,059,171
繰延税金負債		
無形固定資産	4,798,732	4,151,648
資産除去債務	-	825
その他有価証券評価差額金	516,605	186,107
繰延税金負債合計	5,315,338	4,338,581
繰延税金資産（負債）の純額	△2,566,958	△1,279,409

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
法定実効税率	税引前当期純損失のため記載を省略しております。	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.6
住民税均等割等		0.1
のれん償却費		1.4
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		34.1

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年４月１日 至2022年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	3,728,851	未払手数料	863,159
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	5,578,226	未払手数料	1,070,559

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2021年４月１日 至 2022年３月31日)
１．関連当事者との取引
(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	4,727,024	未払手数料	1,098,966
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	8,397,864	未払手数料	1,661,614

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
１株当たり純資産額	2,510.93円	2,613.28円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△854.27円	121.61円

（注）1. 前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
１株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△28,934,237	4,119,040
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△28,934,237	4,119,040
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ　受託会社

（イ）名称	三井住友信託銀行株式会社
（ロ）資本金の額	342,037百万円（2021年3月末現在）
（ハ）事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

・　名称	株式会社日本カストディ銀行
・　資本金の額	51,000百万円（2021年3月末現在）
・　事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ　販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2021年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ　受託会社
信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ　販売会社
委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）
該当事項はありません。

第3【その他】

1　目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
（1）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
（2）委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
（3）委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
（4）請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
（5）目論見書の使用開始日を記載することがあります。
（6）投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
（7）請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
（8）「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
（9）当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
（10）ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
（11）写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
2　目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
3　当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
4　目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
5　評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
6　有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあり

ます。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年６月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　太　典　明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2030の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2035の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2040の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2045の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2050の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2055の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2060の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2065の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月6日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2030の2021年12月21日から2022年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030の2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月6日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2035の2021年12月21日から2022年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035の2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月6日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2040の2021年12月21日から2022年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040の2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月6日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2045の2021年12月21日から2022年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045の2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月6日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2050の2021年12月21日から2022年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050の2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月6日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2055の2021年12月21日から2022年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055の2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月6日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2060の2021年12月21日から2022年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060の2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月6日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井　勝 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤　栄 裕

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2065の2021年12月21日から2022年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065の2022年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――

(注) １．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。